

令和 7（2025）年度 西武文理大学

自己点検・自己評価報告書

令和 8 年（2026）年 5 月

自己点検・自己評価委員会

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・	1
II. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準1. 使命・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	3
基準2. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	6
基準3. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・	9
基準4. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・	20
基準5. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・	32
基準6. 経営・管理と財務・・・・・・・・	37

本学は、学長のリーダーシップのもと、諸活動について、建学の精神および教育理念に照らし、自ら現状を振り返り、改善・向上させることが重要だと考えています。

この目的を果たすため、内部質保証推進会議を置き、その下に自己点検・自己評価委員会を設け、前年度〔令和6（2024）年度〕の取組内容について検証し、その結果を「自己点検・自己評価報告書」として公表しています。

※報告書の形式は、公益財団法人日本高等教育評価機構「令和7年度大学機関別認証評価受審のてびき」に準じます。

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

□建学の精神

学識と技術の錬磨、報恩の精神、不撓不屈の精神

□教育方針

すべてに誠を尽くし、最後までやり抜く強い意志を養う

□校訓

誠実、信頼、奉仕

□ホスピタリティ教育

ホスピタリティ精神、礼儀、挨拶、清掃、身だしなみ

□教育理念

建学の精神 + 教育方針 + 校訓 + ホスピタリティ教育

2. 使命・目的

□使命・目的

□学生に幅広い教養教育を授けるとともに、サービス経営及び看護学に関する専門学術の理論と実践的応用を教授研究し、不撓不屈の精神と、報恩、誠実、奉仕の心をもって、社会の発展に寄与しうる学力と見識を有する人材を育成することを目的とする。〔学則第1条〕

3. 個性・特色等

□個性・特色

□サービス経営および看護学に関する専門学術の理論と実践的応用の教授研究

□学園の教育理念（建学の精神・教育方針・校訓・使命・ホスピタリティ教育）に基づく人材育成方針

□独自性

□日本で唯一のサービス経営に係る学部を擁すること

□ホスピタリティ精神を看護実践の基盤とする学部を擁すること

□ホスピタリティ精神に基づく豊かな人間性という概念を各学部が教育目的に盛り込んでいること

Ⅱ. 沿革

□沿革

昭和41(1966)年4月	西武栄養料理学院開設
昭和47(1972)年4月	西武調理師専門学校開設
昭和49(1974)年4月	学校法人「西武学園」設立認可
昭和50(1975)年4月	西武学園西武調理師専門学校開設
昭和53(1978)年4月	西武学園医学技術専門学校開設
昭和56(1981)年4月	学校法人「西武学園」を「文理佐藤学園」に改称
昭和63(1988)年4月	文理情報短期大学開設
平成11(1999)年4月	西武文理大学開学（サービス経営学部開設） 文理情報短期大学学生募集停止
平成14(2002)年4月	彩の国大学コンソーシアム単位互換制度開始
平成16(2004)年3月	西武文理大学イタリア館（学生食堂）完成
平成19(2007)年4月	西武文理大学サービス経営学部健康福祉マネジメント学科開設
平成20(2008)年12月	西武文理大学看護学部看護学科設置認可
平成21(2009)年4月	西武文理大学看護学部開設
平成22(2010)年1月	西武文理大学保健センター設置
平成24(2012)年4月	西武文理大学ドリーム館（食堂棟）増築
平成30(2018)年8月	埼玉東上地域大学教育プラットフォーム発足・単位互換制度開始
令和6(2024)年4月	西武文理大学サービス経営学部健康福祉マネジメント学科募集停止 西武文理大学 サービス経営学部25周年、看護学部15周年

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1- ① 学内外への周知

本学は、使命・目的および教育研究上の目的について、学内外に対し大学ウェブサイト・式典・GUIDEBOOK（学校パンフ）で、学生に対し学生便覧・廊下や教室内掲示で、教職員に対し新人研修で周知している。

【図 1-2-1】教室に掲示された建学の精神・教育方針・学訓



本学は、学校法人文理佐藤学園（以下「学園」という）を母体とする。学園は、建学の精神（*1）、教育方針（*2）、校訓（*3）およびホスピタリティ教育（*4）をもって教育理念とし、学園の使命・目的について、ミッションに言及している。

*1：学識と技術の錬磨、報恩の精神、不撓不屈の精神

*2：すべてに誠を尽くし、最後までやり抜く強い意志を養う

*3：誠実、信頼、奉仕

*4：ホスピタリティ精神、礼儀、挨拶、清掃、身だしなみ

[学校法人文理佐藤学園ミッション]

1. 先鋭的な教育事業を通じて、ホスピタリティ精神あふれる思考・探究型のボランティア人材を育成します。

2. 物事に対し Why（使命）を思考し、How（戦略）を探究し、Do（実践）を率先する意欲的な主役をグローバル社会に輩出します。

3. 全てのステークホルダーの多様な喜びと幸せに貢献するために存在します。

本学の使命は、学園の教育理念を高等教育において具現化し、有為の人材を育成し、社会の発展に寄与することであり、本学の目的は、学園の教育理念および使命・目的に立脚し [学則第 1 条]、各学部は、学科ごとに「教育研究上の目的」および「人材の養成に関する目的」を定め公表している [学則第 3 条第 2 項]。

<サービス経営学部>

◇教育研究上の目的：学科ごとに定める

◇人材の養成に関する目的：豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人を育成することを目的とする。すなわち、21 世紀のグローバルソサエティに適応できる知性と判断力を備え、人間性豊かで、誠心誠意人々の幸せのために奉仕するホスピタリティ精神に基づいて、社会に貢献することを通じて、生活者に信頼されるサービス経営

のスペシャリストとして、より良い社会をつくっていきけるアクティブな人材の育成
＜サービス経営学科＞

◇教育研究上の目的：豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人の育成に注力するとともに、ホスピタリティ・ツーリズム、サービス・マネジメント、グローバル経済の各分野における経営および革新に資する学術研究を行うことによってグローバル社会と地域社会に貢献し、地域、日本にとって存在感のあるサービス経営学の教育・実践・研究活動の拠点的な役割を果たしていくこと

◇人材の養成に関する目的：ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身につけたサービス経営人材の育成を目指すとともに、社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、将来にわたってサービス産業の課題に積極的に取り組み、収益性や効率性の向上と顧客の満足や感動の向上を調和的に統合しうるマネジメント能力を身につけ、サービス経営学の発展に寄与することのできる人材の育成

＜健康福祉マネジメント学科＞

◇教育研究上の目的：豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人の育成に注力するとともに、健康福祉分野における経営および革新に資する学術研究を行うことによって地域社会と社会全般に貢献し、地域、日本にとって存在感のある健康福祉マネジメント学の教育・実践・研究活動の拠点的な役割を果たしていくこと

◇人材の養成に関する目的：ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身につけた健康福祉マネジメント関連のサービス経営人材の育成を目指すとともに、社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、将来にわたって健康福祉マネジメント分野の課題に積極的に取り組み、子どもから高齢者までのその人らしい生活をサポートし、健康福祉マネジメント学の発展に寄与することのできる人材の育成

＜看護学部看護学科＞

◇教育研究上の目的：ホスピタリティ力を基盤に人間を全人的に捉え、人々の生活状況に対応できる看護実践力の育成に注力するとともに、地域の看護実践の質の向上に貢献し、人々の健康生活の実現への支援に積極的に取り組むことにより、地域にとって存在価値のある保健医療福祉の教育・実践・研究活動の拠点的な役割を果たしていくこと

◇人材の養成に関する目的：ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身につけた看護専門職の育成を目指すとともに、社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、将来にわたって保健医療福祉分野の課題に積極的に取り組み、子供から高齢者までのその人らしい生活をサポートし、人々の健康生活の向上と看護学の発展に寄与することのできる看護師の育成

1-1- ② 中期的な計画への反映

本学は、中長期的な計画として、西武文理大学の長期ビジョン、長期計画および第一次中期計画〔令和3（2021）年3月理事会承認（以下総称して「中長期計画」という。）〕を推進している。

第一次中期計画において、「西武文理大学は学園の理念・使命等を尊重し、本学が新しい知の創造および時代の要請に応える人材育成の拠点であり続けるため、現在に至るまでの西武文理大学の長所と短所と可能性を見極め、特に短所とされる課題を克服し、今後10年間のあるべき方向性について定める。」と明記し、教育活動14項目、研究活動8項目、社会連携・貢献活動8項目、大学ガバナンス7項目およびグローバル化5項目に係るアクションプランとそのロードマップを示している。

1-1- ③ 三つのポリシーへの反映

本学は、使命・目的について、各学部教育の教育目的として各学問領域で具体化し、各学部は、それを反映する三つのポリシーについて、一貫性をもって制定している。

各学部のディプロマ・ポリシーは、各学部が育成を目指す人物像を具体的に記述・策定し、各学部のカリキュラム・ポリシーは、各ディプロマ・ポリシーと一貫性をもって策定し、各学部のアドミッション・ポリシーは、各教育目的および各ディプロマ・ポリシーに示される育成人材像、獲得する知識や養成する能力に高い指向性を持ち本学カリキュラムへの適合性が高い学生を受け入れるべく策定している。

1-1- ④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、各学部を「学則第1条（目的）」に基づき設置しているため、各学部の目的は大学の使命・目的と整合している。

1-1- ⑤ 変化への対応

本学において、使命・目的〔学則第1条〕に係る変更は、平成21（2009）年度、看護学部看護学科を設置した際、人材の養成に関する目的を追加した1回のみで、それ以外、変更していない。

社会の変化に対応すべく、サービス経営学部において、令和7（2025）年度実施に向け、サービス経営学科と健康福祉マネジメント学科の統合を検討している。今後も、社会のニーズに応えうる大学を目指す。

〔基準1の自己評価〕

基準1を満たしている。

基準2．内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1- ① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

＜内部質保証推進体制＞ 学長（委員長）、各学部長および事務局長で構成する「内部質保証推進会議」を設け、内部質保証に係る責任体制を明確にしている〔内部質保証推進会議規程〕。全学的に取り組むべき教育研究活動および大学運営に関する重要事項に対し、指導的役割を担っている。

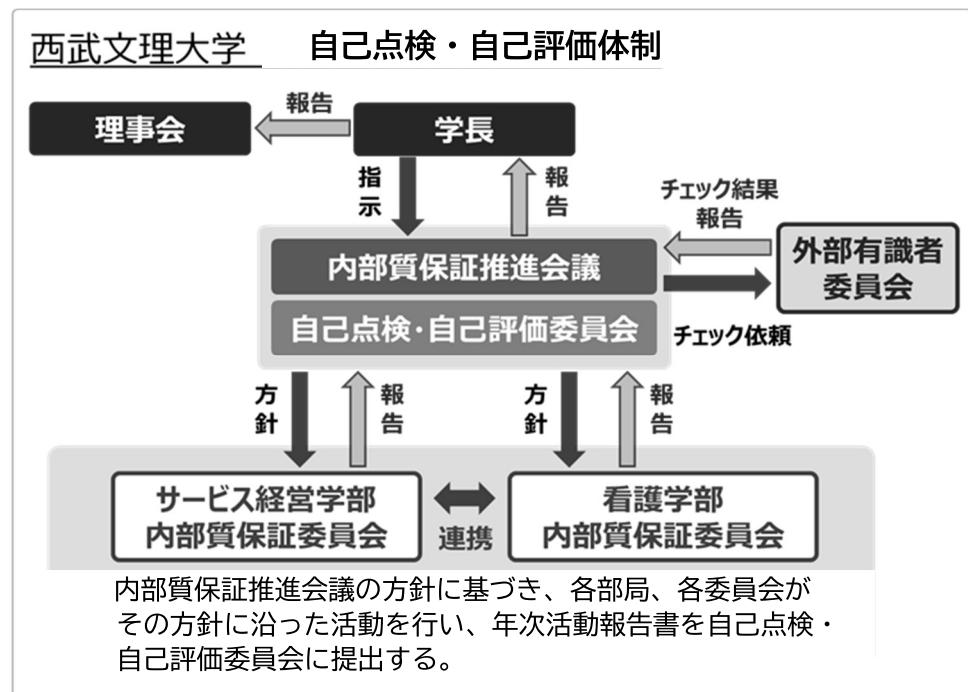
＜各学部＞ 学科長、基本委員会委員長、教学課長および総務課長で構成する「内部質保証委員会」を設け、学部長が指名する委員長が統括する。

◇内部質保証委員会は、内部質保証推進会議の方針に沿い、学部の自己点検・評価活動を推進し、その結果を「年次活動報告書」として自己点検・自己評価委員会に提出する。

＜自己点検・自己評価委員会＞ 年次活動報告書の適正性について確認し、各報告書を統合した「自己点検評価書」に編纂し、内部質保証推進会議に提出する。

＜内部質保証推進会議＞ 自己点検評価書の内容について精査し、外部有識者委員会に検証・評価を依頼し、妥当性を含め客観的な意見を求める。

【図 6-1-1】自己点検・自己評価の組織体制



2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2- ① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

各学部の内部質保証委員会が、日本高等教育評価機構の基準に基づき、各委員会に割り振り、問題・課題等の改善に関する進捗状況を管理している。

◇各委員会から提出された活動報告書を各学部の自己点検評価書としてまとめ、各教授会で審議後、自己点検・自己評価委員会に提出する。

◇評価委員会は、各自己点検評価書の情報を集約し、大学としての自己点検評価書を作成し、図書館に配架し、大学ウェブサイトで公開する。

2-2- ② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

I R課〔令和6（2024）年度4月設置〕が、情報を一元管理する。軌道に乗るまでの間、内部質保証に係る調査やデータ収集・分析は、各学部の基本委員会がそれぞれの業務改善の契機とする目的で行っている。

<収集方法等> 授業評価アンケート、学生生活アンケート、学生生活実態調査および就職実績企業アンケート等を実施し、学生の意見・要望を把握・分析している。

◇基礎的および修学上の情報は、事務局総務課を中心に収集・管理し、大学ウェブサイトで公開している。

2-3. 内部質保証の機能性

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3- ① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

<学修支援に関する意見・要望> 各学部のFD委員会が、各学期の終盤で、受講生に対し「授業評価アンケート」を実施している。アンケートは、各教員の授業改善を主な目的に、学生の学修支援に関する具体的要望や潜在的ニーズを把握するため、授業の内容・方法・運営、担当教員の指導内容、受講環境、自身の受講態度および学修成果の実感等に関する質問事項と自由記入欄で構成している。担当教員は、アンケートの集計結果をもとに、担当授業に対する学生の意見・要望を把握・分析し、対応を検討し、「授業改善計画書」を作成し、次年度以降の授業改善に取り組んでいる。

◇サービス経営学部は、「学生生活アンケート」を実施している。多様な入試形態を導入し、それに応じて学生も様々なバックグラウンドを有していることから、教員に質問しやすい環境作りや学生からの多様なニーズを把握することに努めている。

◇看護学部は、2年ごとに全学生に対し「学生生活全般に関する調査」を実施し、4年生には毎年「卒業時満足調査」を実施している。講義、演習、臨地学習、臨地実習、国家試験対策およびキャリア・就職支援等に関する満足度を把握し、学生サービス委員会で調査報告書として整理し、学生および教職員に公開している。

<学修環境に関する意見・要望> 学生サービス委員会が、「学生生活全般に関するアンケート」を実施し、回答内容を精査し改善の是非等を検討している。

◇学生の要望に応え、スクールバスの運行ダイヤを見直している。

<その他> いつでも投書できる「意見箱」を設置し、学部長が月1回開封し、その判断で適切な部署や委員会に対応を要請している。

2-3- ② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

＜外部有識者委員会＞

開催できていない。今後の課題と認識している。

＜同窓会＞

年1回、開催している。卒業生が集う場であり、大学に対する要望等が出た場合は、関連個所に相談・検討する。

＜後援会＞

年1回、開催している。今回、とりわけ意見は出ていない。

＜その他＞

高校訪問や説明会を通じて、高校教員と意見交換している。サービス経営学部は、自治体や企業訪問を通じて、その関係者と意見交換している。看護学部は、実習個所の関係者と意見交換している。このように、学外の意見・要望の把握に努めている。

2-3- ③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証の取組みは、三つのポリシーに基づき実施される自己点検・評価の結果から、現状把握、分析、課題抽出、改善策へと至るPDCAサイクルにより成立している。

＜サイクル＞ 教育の改善・向上を様々な側面で確認できることから、実質的に機能している。中長期計画に基づく大学・各学部・各委員会を横断する全学的な質保証は、内部質保証推進会議を中心に大学運営を改善することで、三つのポリシーの実質化に取り組んでいる。

＜中長期計画＞ カリキュラム・ポリシーを通じ、使命・目的を実現することを目標にしている。

◇サービス経営学部は、コース制を導入し、学生の目指す将来像に即した体系的学修「アクティブ・ラーニング」による学びの統合を促進し、実践力を強化している。また、地域連携型授業、フィールドワーク、自治体・企業と連携した実践的学修および学生主体の企画運営等を通じて、主体的な課題解決力を育成している。

◇看護学部は、看護専門職としての「将来の社会変化に対応できる能力と資質の涵養」を目的に、本学看護教育の基盤とする「ホスピタリティ教育」を重視し、カリキュラム内容を着実に充実している。

◇この目的に沿った教育改善・向上の方向づけは継承され、各教授会は具体的な教学上の重点目標に据え、成果を残している。

◇従来の教育の質保証に係る活動について、本学の中長期計画が具現化を目指すことになったことで、一定の評価を得ている。全学的なPDCAの仕組みは、教育の質保証に係る大学全体・各学部・各委員会等の間で相互に連携する体制を整えることで、有効に機能している。

[基準2の自己評価]

基準2を満たしている。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

各学部は、大学の使命・目的を各学問領域において具体化した教育目的を踏まえ、本学の教育に適合する学生を受け入れるべく、アドミッション・ポリシーを策定している。

志願者・保護者・進路指導教員に対し、GUIDEBOOK(学校パンフ)・オープンキャンパス・高校教員対象説明会・高校進路担当教員訪問・入学者選抜要項等で周知し、本学ウェブサイトで公開している。高校訪問に先立ち、教職員に勉強会を実施し、アドミッション・ポリシーへの理解を深めている。

【表3-1-1 サービス経営学部のアドミッション・ポリシー】

「豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人」を育成することを教育目的としています。現在、サービス業は、製造業との両輪としてその役割は増えています。経済社会の急速な変化にともない、サービス産業の市場動向は変化し、顧客ニーズも多様化しています。こうした社会情勢の中においては、急速な変化を読み取り素早くかつ的確に決断を下す判断力と、計画を遂行する実行力を兼ね備えることが強く求められています。従って、サービス経営学部では、次のような人材を求めています。

1. 物事に主体的かつ積極的に取り組む姿勢を持つ人
2. 他者と協働して協調的に学ぶ姿勢を持つ人
3. さまざまな立場の意見を受け入れ、社会に貢献する姿勢を持つ人
4. サービス経営学を学ぶ上で、必要な基礎学力と論理的な思考力を持つ人

【表3-1-2 看護学部のアドミッション・ポリシー】

ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身に付け、さらに社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、保健医療福祉分野の課題に積極的に取り組み、人々の健康生活の向上と看護学の発展に貢献することのできる看護者の育成を目指しています。従って、看護学部では、次のような人材を求めています。

1. 人間や社会に対して興味と関心を持っている人
2. 相手の立場に立って物事を考え、他者を尊重できる人
3. 物事に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ人
4. 看護学を学ぶ上で必要な基礎学力と論理的な思考力をもつ人

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに基づき、成績一辺倒の画一的な評価ではなく、志願者の個性・意欲・人間性という個々の特性を評価し、多様な人材を受け入れる狙いから、複数の選抜方法(4区分:学校推薦型・総合型・一般・特別)を実施している。

＜入学者選抜方法＞ 入学者選抜要項や大学ウェブサイトを通じ、選抜方法ごとに求める能力を明示し、選抜基準に反映している。

◇志願者は、自らの資質や特性に合わせ選抜方法を選択することができる。

3-1- ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員および収容定員について、「学則第4条」に規定している。

＜入学定員充足率＞ サービス経営学部 71%、看護学部 79%、大学全体 73%で、適切な学生受入れ数に至っていない。

◇入学者数の確保に関する事項は、社会情勢を踏まえ、在籍者数や教育環境を考慮しつつ、全学および各学部の入試担当委員会ならびに教授会で審議し、学長が教授会での意見を踏まえ決定する。

＜在籍者数＞ 教職員組織・施設規模・教育環境・教育質保証等の観点から、学修支援・学生生活支援・キャリア支援を十分に行うことができる適切な学生数になっている。

◇サービス経営学部は、収容定員 1,120 人に対し専任教員 27 人、専任教員 1 人当たりの学生数 41.5 人体制となっている。

◇看護学部は、収容定員 320 人に対し専任教員 28 人、専任教員 1 人当たりの学生数 11.4 人体制となっている。

【表 3-1-1】過去 7 年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧

学部	項目	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
サービス経営学部	入学定員	280	280	280	280	280	280	240
	入学者数	196	312	351	231	170	178	170
	入学定員充足率	70	111	125	83	61	64	71
	収容定員	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	1,120
	在籍学生数	936	939	1,041	1,072	1,029	918	774
	収容定員充足率	81	81	90	92	89	79	70
看護学部	入学定員	80	80	80	80	80	80	80
	入学者数	101	89	76	89	92	69	63
	入学定員充足率	126	111	95	111	115	86	79
	収容定員	320	320	320	320	320	320	320
	在籍学生数	377	370	357	342	342	318	301
	収容定員充足率	118	116	112	107	107	99	94
大学計	入学定員	360	360	360	360	360	360	320
	入学者数	297	401	427	320	262	247	233
	入学定員充足率	83	111	119	89	73	69	73
	収容定員	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,440
	在籍学生数	1,313	1,309	1,398	1,414	1,371	1,236	1,075
	収容定員充足率	89	88	94	96	93	84	75

※単位：％（例えば入学定員充足率＝入学者数÷入学定員×100）

3-2. 学修支援

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2- ① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

全学体制で学修支援を推進している。 学生一人ひとりが自ら成長し充実した学生生活を送るため、「学修支援に関する基本方針」を定め、学生便覧に掲載している。

〔学修支援に関する基本方針〕

- (1) 学生一人ひとりが主体的に学びその能力を発揮できる学修支援体制を整備し、教員と職員が相互連携して学修相談及びその指導に当たります。
- (2) 障害のある学生に対して、教員と職員が相互連携をしながら当該学生の学修機会における合理的な配慮と具体的な対応を講じます。
- (3) 成績不振の学生や欠席の多い学生に対し、教員と職員が相互連携しながら当該学生の学修継続に向けた具体的な対応を講じます。

＜学修支援の特徴＞ 各学部の委員会や学内諸機関の構成員に教員と職員とを配置し、両者が協力・連携しながら、活動方針・計画・体制について策定・実施・評価・推進する。

＜学修支援の中核を担う組織＞ 全学教務委員会、全学学修支援委員会、各学部教務担当委員会（サービス経営学部：教育サービス委員会／看護学部：教務委員会）および各学部学生サービス委員会があり、全学・各学部における位置づけと役割を規程に定めている。

＜学修支援を基盤で支える方策＞ アドバイザー制度を設け、ゼミ等の授業担当教員がアドバイザーとなり、個々の学生に4年間寄り添い、学生生活全般にわたり継続的に支援している。

◇サービス経営学部は、1年次の必修科目等の受講単位クラスに担任を設け、そのクラスを10～15人の少人数に分割したサブクラスに「F A (Faculty Adviser)」を1人ずつ配置し、各学生の学修・学生生活全般の一次相談役としている。 2年次以降は「基礎演習」「専門演習」「卒業研究」の指導教員が、演習の指導と共にF Aと同様の役割を担っている。

◇看護学部は、1年次の「基礎ゼミナール」に学生5人前後に1人の担当教員をアドバイザーとして配置し、基本的に同アドバイザーが3年次まで担当し、学生個々の学修・学生生活全般の相談役になっている。 4年次は「卒業研究」の指導教員がアドバイザーとなり、卒業研究指導のみならず就職や今後のキャリアについての相談、国家試験対策に至るまで支援している。

＜学修の動機と意欲付けの方策＞ 各学部は入学前教育を実施している。

◇サービス経営学部は、基礎学力補強を内容とした「入学事前課題」を実施している。

◇看護学部は、高等学校までの基礎学力に基づく看護・医療系大学での学びの準備として「入学前教育プログラム」を実施し、本学での学びにスムーズに移行できるよう「初年次教育プログラム」を実施し、新入学生の自主的な学びを継続して支える体制を整備している。

3-2- ② T A (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

履修指導は、各学年の履修オリエンテーションで実施している。

＜新入学生＞ 新入生オリエンテーションを実施し、大学特有のシステム（単位制・履修登録・教育課程等）について説明し、諸手続上の躓きを防いでいる。

◇入学前教育（両学部）とリメディアル教育（看護学部）を実施し、学生が大学での学修にできるだけ早く適応できるよう支援している。

◇図書館オリエンテーションを実施し、大学図書館の利用方法やレポート・卒業論文に活用する文献検索について指導し、学修に必要な文献活用について支援している。

＜2・3・4年次の在学生＞ 学期始め・終了時に、適宜オリエンテーションを実施し、学びの方向付けや諸手続きに関する不明点の解消に努めている。

＜サービス経営学部取組＞ 学内諸機関による正課授業支援、学業不振の学生への支援および入学事前課題を実施している。

＜看護学部取組＞ 各科目担当者、教務委員会、実習委員会、看護教学課および各アドバイザーの連携協力体制のもと、各学生の健康状態・学修状況・授業参加度等について情報交換し、早期に問題点を発見し、支援策に結び付けている。

◇カリキュラムの特性から、実習面での学修支援および看護師・保健師国家試験を念頭においた学修支援を行っている。

◇実習面での学修支援として、領域横断的な実習委員会による取組み、臨地実習における指導教員の配置および臨床実習指導者の配置等の調整がある。

◇実習委員会は、各領域学生の実習状況報告を行い、個別対応を要する学生の情報交換と対応を検討し、当該学生のアドバイザーと各領域の実習指導教員に伝え、実習学修を支援している。

◇臨地実習は、6人程度に1人の実習指導教員を配置し、適宜、看護専門職の有資格者を非常勤実習助手として採用し、学修支援を充実している。

◇国家試験を念頭におく各種学修支援は、1年次からの計画的な履修と学修の積み重ねが不可欠で、単位未修得者や履修上で問題のある学生について、教務委員会とアドバイザーが面談し、学生個別に履修上の注意点を与え学修への動機付けや個別指導を行っている。必要に応じて保護者への情報提供と支援協力を依頼している。

＜SA (Student Assistant)＞ 大学院を有さないためTAは存在せず、それに準ずるものとしてサービス経営学部においてSAを活用し、教員の教育活動支援や履修者の学修支援を行っている。

＜オフィスアワー制度＞ 学生から専任教員へのアクセス・相談機会を確実にするため、教務システム上でオフィスアワー（曜日・時限）を周知し、学生の積極的な活用を促している。

＜障がいのある学生（・受験生）＞ 学内規程に基づき、手厚い支援のための受け皿づくりおよび授業や試験等に関する合理的配慮の実施体制を整備している。キャンパス・ソーシャルワーカー派遣に関する業務委託契約を締結している。

〔学内規程等〕 西武文理大学における障害学生支援に関する基本方針／障害学生支援規程／障害学生支援委員会規程／障害のある学生の受講を想定した遠隔授業への対応について（ガイドライン）

＜中途退学、休学および留年への対応＞ 各学部と教学課が実施する「出席状況調査」により、個々の状況に応じて対応している。

◇学生の学修状況を把握し、欠席の多い学生を早期に発見し、アドバイザー教員・ゼミ指導教員が学生相談室と連携し、個別面談・指導を行っている。

◇サービス経営学部は、中途退学の主要因の1つである学業不振対策について、教育サービス委員会の方向づけのもと、学修支援委員会による現状把握と対策強化を進め、

各部局と連携し、中途退学や休学に向けた実効性のある方策を講じている。

◇看護学部は、学修の躓きや中途退学防止の観点から、教務委員会が看護教学課と協力し、全科目の出席状況をはじめ履修状況に関する情報を収集し、学修上の問題のある学生をいち早く発見して対処するため、情報交換と対応策を講じている。

<授業支援システム> ウェブ対応の『Active Academy Advance 通称「トリプルエー」(AAA)』を導入している。

◇全開講科目に専用ページを設け、学生が学内外のパソコンからアクセスすることができる。講義内容の確認、配布資料・課題のダウンロード、レポート提出および教員とのコメント交換やディスカッション等、学生と全教員（含む非常勤講師）との双方向のアクセスを確保している。

3-3. キャリア支援

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3- ① 教育課程におけるキャリア教育の実施

<サービス経営学部> 正課である「キャリア開発Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「就業体験Ⅰ・Ⅱ」「長期就業体験」「各ゼミナール」と連携し、学生のキャリア支援を行っている。

◇教育課程内の取組みとして、「就業体験」を実施している。1年次に「Ⅰ」と3年次に「Ⅱ」を設け、各授業で産業界や企業の研究、研修先企業・団体の選定、履歴書作成・面接の対応法等を指導し、春休み（1年次）あるいは夏休み（3年次）期間中に企業・団体に派遣している。2年次は通年授業として「長期就業体験」を開講し、年間を通じた「就業体験」を教職協働体制で指導している。

◇卒業後の人生設計を視野に入れるキャリア教育を徹底するため、各年次、必修科目を設けている。1年次、個人ワークやグループワークを通じて、自律的・計画的に学修に取り組む姿勢や習慣を培い、大学生活と将来のキャリアを結びつけている。2年次、自己理解と職業理解の両面を統合・深化させ、就職活動や進学準備と大学生活の充実を図っている。3年次、就職活動の仕組や手順、必要な知識と実践力、業界・企業研究の方法、企業が実施する就業体験への取組方、エントリーシートや履歴書の書き方および面接試験の受け方等、具体的に指導している。4年次、社会人・企業人として必要な知識や態度を獲得し、今後の自己課題に目を向け、卒業後のキャリア目標に繋げている。

◇2年次から演習（ゼミ）を必修とし、ゼミの指導教員がキャリアサポートセンターと連携し、学生の個別キャリアを支援している。その他、地元企業の就職セミナーに参加する等、地域の産業・行政・福祉業界への理解を深め、経験値を涵養し就業力を向上させるべく取り組んでいる。

<看護学部> 年次毎に目標を掲げるキャリア開発を推進している。

◇1・2年次、講義・演習のグループワークを行い、自身のキャリアについて関心を深めている。3・4年次、臨地実習や卒業研究を実施し、3年次で臨地実習等の経験から自分の進路を見定め、4年次に進路を具体化し将来の見通しを明確化している。

3-3- ② キャリア支援体制の整備

＜サービス経営学部＞ キャリアサポート委員会を中心に、就職支援方針の立案、就職指導・相談、就職先の開拓、学内企業説明会の開催、学生の就業体験研修に関する指導や企業・団体への派遣、および資格検定講座開講・資格検定受検支援等、学生のキャリア形成を支援している。

＜看護学部＞ キャリア開発委員会および国家試験対策委員会を中心に、「看護職者は、基礎教育を修め国家資格を得得から終生看護職者であり続けながら、誰もが同一ではない自らのキャリアを公私にわたり築いていく。」という考えのもと、支援している。

◇新卒時の就職にのみ価値を置く支援ではなく、学生が1人の看護職者として社会に巣立てるよう、学部4年間を通じて、学生のキャリア開発をサポートしている。

◇個々の学生に対し、ゼミや実習の担当教員と看護教学課やキャリアサポートセンターの職員が、学生の志望する看護専門領域や就業施設への就職、保健師課程の履修あるいは助産師資格、養護教諭1種の資格取得のための進学等、看護職者としてのキャリアを選択できるよう支援している。

◇正課外活動の学生によるキャリア開発活動の企画運営は、学生のキャリア開発委員が教職員の支援を受けて活動している。学生が開催する講座は、社会で活躍する看護職者や医療分野のキャリアの専門家を講師として招聘し、各分野の卒業生や内定後の先輩から経験談を聞く貴重な機会になっている。

◇国家試験対策委員会（看護学部の全学年の学生を対象に看護師および保健師国家試験対策を所掌する委員会）は、国家試験対策学生委員会（各学年の学生で組織され各学年委員が年間計画を立て学年ごとの対策目標を持って活動する委員会）を牽引している。令和7（2025）年2月実施の国家試験合格率は、看護師92.3%（全国90.1%）、保健師85.7%（全国94.0%）となっている。

＜就職課（学内名称「キャリアサポートセンター」）＞ 専任職員3名（含むキャリアコンサルタント有資格者）を配置し、ゼミ担当教員と連携し、在学生や卒業生のキャリア形成を支援している。月曜日から金曜日（必要に応じて土曜日）、キャリア相談に応じ、履歴書の書き方や面接を指導している。

◇進学・留学希望者に対し、志望校や地域についての助言および試験対策や面接対策を行っている。

◇留学生増および留学生の国内就職希望者増への対応として、留学生の求人情報を多く収集し、学内企業セミナーに留学生を積極的に採用する企業に参加してもらい、留学生に特化したキャリア開発講座を増やし、個別指導に注力する等、国内就職への意欲向上に繋げている。

◇就職・キャリア支援の窓口は、卒業生にも開放し、就職後の悩み相談や転職相談を行うほか、職業安定法に則り卒業後3年以内の卒業生に就職先を斡旋している。

◇サービス経営学部に対する支援

○定型的な技術的指導や一般的知識・スキル習得の分野で、就職支援事業者等の外部リソースを活用し、タイムリーに情報を提供している。

○キャリアサポート委員会が資格取得のために開講する講座（日商販売士検定受験対策講座・国内業務取扱管理者講座・社会福祉士模擬試験・ITパスポートWEB講

座・秘書検定WEB講座等）受講者に受講奨学金（半額）を支給し、積極的な受講を促している。

○学内に企業・団体の人事担当者を招き、学生が直接説明を受ける「学内就業体験・業界研究説明会」（3年次）や「学内企業説明会」（4年次）を開催している。

○埼玉県内や都内で開催する「合同企業説明会」に学生を引率している。

○就職先企業と本学教職員の情報交換の場として「西武文理大学就職懇談会」を開催している。

◇看護学部に対する支援

○就職課員による就職支援講座を各学年で開講している。

○3年次前期、上級生から就職選択・就職活動・進学の実際に関する講話を聴く機会を設け、就職・進学への動機づけを行っている。

○3年次後期、具体的な卒業後の進路決定方法や就職活動の進め方について指導し、県内外の主だった保健医療機関の看護職の参加を得て病院説明会を開催し、具体的な就職活動に取り組む機会を提供している。当該説明会には、1・2年生も参加し、キャリア形成への意識を高めている。

<就職率>

◇サービス経営学部

就職希望者数211名のうち就職者数208名、就職率は98.6%と安定している。

[希望業種] 卸売・小売26.1%、宿泊・飲食13.5%、医療・福祉業7.7%、情報通信業7.2%、その他サービス6.3%、生活関連サービス・娯楽業5.8%、不動産業・物品貸借業5.3%、運輸業・郵便業4.3%、製造業4.3%、金融業・保険業3.4%、学術研究、専門・技術サービス業3.4%、公務2.4%、その他10.1%

◇看護学部

就職希望者数76名のうち就職者数76名、就職率は100.0%と安定している。

[希望業種] 看護師97.4%、保健師1.3%、進学1.3%

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

<学生サービス・厚生補導を担う事務組織> 教学課（学内的「学生サービス課」）を設置し、専任職員を配置している。

◇専任職員は、各学部の学生サービス委員会、保健センターおよび障害学生支援委員会等と協働し、学生生活を安定すべく、課外活動対応、アルバイト紹介、住居の便宜として近隣アパートや学生会館の紹介、その他学生生活全般にわたる相談に応じている。

<学生生活ガイダンス> 新入生に対し、事務局による新入生オリエンテーションで、在学生に対し、各学部学生サービス委員会による新年度直前のオリエンテーションで実施している。

◇留学生に対し、在留資格、禁止されているアルバイトや就業時間の制限、国民健康保険への加入等の重要事項を周知するため、留学生オリエンテーションを実施している。

<学生の課外活動> 学生組織である学友会を中心に行っている。学生サービス委員会と教学課が学友会に対し、全般的な指導・助言を行っている。

◇学友会は、全学生が所属する組織で、学生の自治精神に基づき、会員相互の親睦と学業の研磨ならびに体育・スポーツおよび文化・芸術活動の発展向上に努め、明朗闊達な学風を培うことを目的としている。

◇毎年、一定額の予算が配分され、各学生団体（部・同好会・サークル）を統括するとともに助成金の交付を行い、学生主催の各種行事を企画・運営している。

<保健センター> 学生および教職員の保健管理に関する専門的業務を一体的に行い、学生について、健康教育および健康の保持・増進を図っている。看護師が月曜から金曜まで常駐し対応している。

◇学生相談室は、専任カウンセラーが学生のメンタル面での愁訴・学習障害・保護者からの相談（不登校・就職等）に対応している。

【表3-4-1】学生相談室における相談事例の内容分類（延人数）

内容\年度	2021	2022	2023	2024
進路就職に関すること	4 1	7 5	5 8	6 7
自己の心理的な事柄に関すること	1 3 1	1 1 5	6 2	5 2
学業に関すること	1 9 0	2 8 0	1 3 5	4 3
心身健康に関すること	1 6 7	2 1 2	1 4 9	1 4 8
対人関係	4 8	4 6	7 9	4 5
生活に関すること	2 5	4 3	4 5	5 1
自分以外の人の問題に対する対応	1	0	0	0
大学への違和感	1	4	2	7
計	6 0 4	7 7 5	5 3 0	4 1 3

◇意識啓発活動・広報活動について、入学時オリエンテーションでのポスター掲示、利用に関するしおり配布、施設説明、相談会の説明、学生相談室だよりの発行、心理相談ニーズの調査活動および参考図書の整備等を行っている。

<障がいのある学生> 各学部の専任教員、保健センター長および事務職員で構成する障害学生支援委員会で支援している。基本方針、支援規程および相談窓口について、本学ウェブサイトで公開している。

〔関連規程等〕 西武文理大学における障害学生支援に関する基本方針／障害学生支援規程

◇関係教員（クラス担任・ゼミ担当・履修科目担当教員等）は、支援対象学生に対し、支障ある活動・合理的配慮・支援を要する事項について、所定書式により、配慮・支援の実施に係る承諾まで確認している。

<社会人・編入・転入学生> 入学時ガイダンスを行い、教育サービス委員会所属教員が相談に応じ、希望するゼミの担当教員との面接を通じ適性に合ったゼミへの所属を支援している。

◇入学前の学修領域の不足部分は、ゼミ担当教員が個別に指導し、ゼミ内の学生相互交流を促し、早期にゼミに溶け込めるよう配慮している。

＜心身に関する健康相談＞ 保健センター内にある保健室および学生相談室が担当している。

◇学生相談室は、卒業生アンケートで学生の要望を把握している。

＜経済的支援（制度）＞ 学生の経済的困難への対応として、本学独自の奨学金制度で対応している。その他、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、看護学部においては埼玉県看護師等育英奨学金・看護師養成に関わる病院の奨学金等について取り扱っている。

〔西武文理大学奨学金制度〕

学修支援奨学金（西武文理大学奨学金）／緊急対応奨学金／西武文理大学私費外国人留学生奨学金

◇入学後の奨学生募集、日本学生支援機構奨学金をはじめとする公的な奨学制度について、学内掲示や説明会等で案内している。

◇教学課において常時相談に応じるとともに、随時説明会や必要な事務手続きを行っている。卒業年度には返還説明会を開催し、滞納の防止など円滑な返還を促すよう努めている。

◇学生は、教学課、学生サービス委員会、F A（Faculty Adviser）やゼミナール担当教員に相談・助言を受けながら、申請手続きを行っている。

◇奨学金給付・貸与の採用について、各々の奨学金制度が定める学力、家計状況等の出願資格・選考基準を基に、規程上の選考委員会が選考している。

＜経済的支援（情報収集）＞ 学生サービス課が窓口となり学生のプライバシーに配慮する対応をしている。

◇担当教員（ゼミ・サービス経営学部F A・看護学部アドバイザー）は、面談で要望を把握している。

◇サービス経営学部は、学生生活アンケートで学生の経済状況の把握に努めている。

◇看護学部は、学生生活実態調査で学生生活の実態を把握し改善策に取り組んでいる。

3-5. 学修環境の整備

（1）3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

（2）3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、埼玉県西部、狭山市と川越市にまたがる緑豊かで閑静な住宅地にあり、入間川西岸に沿って南北に広がる約81,000㎡強の校地を保有している。収容定員は1,440人で、学生一人当たりの校地面積は約56㎡で設置基準（10㎡／人）を十分に満たし、多用途に使える空地も十分に備えている。校舎面積は約13,000㎡強で、収容定員に基づく設置基準面積9,287.8㎡を上回っている。敷地内に、1号館、2号館、8号館、多目的棟、学生食堂および保健センターの他、1号館に隣接する体育館・テニスコート、2号館に隣接するグラウンド・バスケット兼フットサルコート等を設置している。1号館は隣接する多目的棟に、2号館・8号館は廊下等に休息場所を設けている。専任教員の研究室は、サービス経営学部は1号館と2号館に、看護学部は8号館に全員分配置している。

【表 3-5-1】西武文理大学収容定員と校地・校舎面積

	収容定員 (人)	面積 (㎡)	設置基準面積 (㎡)
校 地	1,440	81,707.77	14,800
校 舎		13,764.87	9,287.8

<その他の学修環境>

- ◇貸出用パソコン（学修に適したアプリケーションをインストール）を希望学生に貸与している。
- ◇オンライン会議アプリケーション Zoom の利用ライセンスを取得している。
- ◇Zoom を使った遠隔授業システム、教室で行う授業をサテライト教室で視聴できるシステムおよび他教室の学生状況を視認できるシステムを導入している。
- ◇専用の動画配信システム（Kollus）で授業の様子をライブ配信することができ、サテライト教室に光源十分な天吊型プロジェクターを設置している。
- ◇KDDI との契約し、安定した通信環境を整備している。
- ◇オンデマンド視聴に対応すべく動画編集用パソコンで録画した授業動画を学生にわかりやすく編集している。

3-5- ② 図書館の有効活用

図書館は、1号館と2号館に置かれ、館長以下図書館運営委員会の教員および司書により運営している。

〔関連規程等〕 西武文理大学図書館規程／図書館利用規程

<開館時間等> 平日午後8時、土曜午後1時20分まで授業後の利用に供している。

◇蔵書数は総計約87,500冊、閲覧席は計275席、その他、書庫、作業スペースおよび視聴覚教材閲覧ブースを備えている。

◇看護学部関連の図書・学術雑誌・視聴覚資料等は主に2号館の図書館で収集している。

<図書館運営委員会> 図書館図書の収集・保管等に関する基準や学生からの希望図書の要望に基づき、学部構成や学問研究の動向に留意した蔵書構成を行っている。

◇他大学の図書館と協力した資料提供、OPAC（オンライン・パブリック・アクセス・カタログ）の充実、学術論文検索・学外からの蔵書検索機能の強化、図書館だよりの発行、推薦図書リストの発行・配布、新入生対象の利用方法説明・卒業研究向けの文献検索等のガイダンス実施およびレポート執筆・自習で利用可能パソコンの貸出等、教育研究・学修を支援しつつ、図書館を活性化している。

3-5- ③ 施設・設備の安全性・利便性

全館防音仕様で建築している。防音扉の構造上、ドア枠分の段差が大きい場合にはスロープを設置している。多目的トイレを随所に設置している。1号館および8号館において、エレベータにより全教室へバリアフリーで通行することができる。

<施設・設備> 専門業者に外部委託し、消防施設、空調設備、給排水設備、通信設備、エレベータおよび自家用電気工作物等に係る保守点検を定期的の実施し、良好な状態を維持している。

<敷地内の管理全般> 警備員を配置し、放課後に開放している教室の施設管理、学生退出後の校舎施設を徹底している。

＜清掃＞ 専門業者に外部委託し、衛生的で安全な環境維持を図り、総務課が、衛生管理者による月次巡回点検に基づく不衛生箇所・不具合箇所等の報告に対応し、改善措置を取っている。

[基準3の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

基準3を満たしている。

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

各学部は、本学の教育目的に沿って、専門性に応じて教育目的を定め、その目的を踏まえディプロマ・ポリシーを設定している。

本学ウェブサイト・GUIDEBOOK（学校パンフ）・履修要項・オープンキャンパス・高校教員向け説明会等で、学内外に周知している。

【表4-1-1 サービス経営学部のディプロマ・ポリシー】

所定の期間在学したうえで、卒業要件となる単位を修得し、以下の能力を有する者に「学士（サービス経営学）」の学位を授与します。

1. 知識・理解…サービス経営学の学問内容及び方法を理解する。
2. 汎用的技能…学んだことや考察した結果を適切な手段によって適切に表現することができる。
3. 態度・志向性…学問の論理や体系に関心を持つとともに、学問的な見方や考え方の良さを認識し、それらを事象の考察や実践に積極的に活用しようとする。
4. 総合的な学修経験と創造的思考力…
 - ①サービスに関する多様な課題を発見し、問題を解決する能力等の思考力を身につける。
 - ②社会の変化に対応できる力を身につけ、生涯に渡る自らのキャリア形成を含め、人生の目標に向かって努力実践できる。

【表4-1-2 看護学部のディプロマ・ポリシー】

所定の期間在学し、卒業要件となる単位を修得し、以下の要件を満たす者に学士（看護学）の学位を授与します。

1. ホスピタリティを基盤として豊かな人間性を有している。
2. 人間としての尊厳と権利を擁護できる能力を有している。
3. 人間を身体的、心理的、社会的存在として総合的に理解できる能力を有している。
4. 倫理的判断力とクリティカルシンキングに支えられた看護実践に必要な専門的知識、技術、態度を修得し、個人及び集団の健康上の課題を適切に解決することのできる能力を有している。
5. 看護専門職として対象者とその家族、地域住民などの多様な背景をもつ人々と信頼関係を築き、発展させる能力を有している。
6. 保健医療福祉チームの中で看護専門職としての自律性を育むとともに、対象者とその家族、地域住民および他の専門職と協働する能力を有している。
7. 国際的な視野で保健医療福祉分野の動向に目を向け、それらの解決のために国内外の保健医療従事者との相互交流や協働を行う必要性が理解できる能力を有

している。

8. 看護専門職者として常に主体的に自己研鑽につとめ、看護専門職の担うべき役割を追求する姿勢を有している。

4-1- ② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な運用

単位の計算方法、単位の認定評価・本学で履修した科目の単位認定基準、卒業要件・学位授与について、学則に定めている〔第24条／25条／第31条・第32条・第33条〕。各学部の運用上の詳細事項は、履修要綱に明示し、大学ウェブサイトで公開している。履修指導は、履修要綱に基づき、学期始めのオリエンテーションで行っている。

＜単位＞ 各科目の評価基準から算定される「評点（0～100点）」およびそれに対応する「評価（優・良・可・不可）」で、評点「60点」以上、評価「可（成績通知書の表示：C）」以上の場合に認定している。

【表4-1-1】 科目の評価・成績表示・評点・成績基準・可否

評価	成績表示	評点	成績基準	可否
優	S	100～90点	各科目で設定された到達目標に対して、要求された程度をはるかに超えた、きわめて優秀な成績である。	合格
	A	89～80点	各科目で設定された到達目標に対し、要求された（要求した）水準を超えた成績である。	
良	B	79～70点	各科目で設定された到達目標に対し、要求された（要求した）水準を満たす平均的な成績である。	
可	C	69～60点	各科目で設定された到達目標に対し、要求された（要求した）水準をкаろうじて満たす成績である。	
不可	D	59～0点	各科目で設定された到達目標に対し、出席の基準を満たしているが、再履修することが望まれる。	不合格
	F		＜サービス経営学部＞ 以下のいずれかの場合、履修放棄とみなす。 1. 出席回数の基準を満たしていない。 2. 正当な理由なく定期試験を欠席した。 3. 本要項の「I 学期と授業」の「6. 授業の受講に関する留意事項」(p. 14～15)に該当した。 ＜看護学部＞ 出席の基準を満たしていない、正当な理由がなく評価試験を欠席した、課題が未提出である、のいずれかの理由で履修放棄とみなす。	
	R		他大学等において履修した科目の単位を本学で認めたもの。	認定

◇学生自身が学修成果を自己管理する際の学修評価の総合的な尺度は、成績評点平均制度（「GPA (Grade Point Average)」）を採用している。成績通知書に学期ごとのGPAと入学時からの通算の総合GPAを記載し、学生への指導、奨学生やゼミ等の

選考および各種表彰等に活用している。

＜単位認定基準＞ シラバスに基づく評価基準の明確化と周知、試験等における不正行為への懲戒および成績照会制度を実施し、適正に運用している。

◇シラバスは、作成段階における学内第三者によるチェックにより、適正に整備している。シラバスにおいて、単位認定基準と評価方法を明示・公開することで、透明性を担保している。科目担当教員は、初回授業でシラバスを配布し、その内容を具体的に説明している。

＜成績評価＞ 各科目担当教員がシラバスに明示した成績評価方法と評価基準に基づき行っている。シラバスに、ディプロマ・ポリシーと到達目標との関連を明記しています。

◇成績評価の前提条件について、サービス経営学部は当該科目の総授業回数の3分の2以上の出席、看護学部は5分の4以上の出席と定め、正当な理由なく満たさない場合は成績評価の対象外としている。

＜成績評価の筆記試験＞ 科目担当教員を含め複数教員により、試験監督マニュアルに沿って実施している。

◇試験・論文等における不正行為について、「試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為」と定めている〔西武文理大学学生の懲戒処分に関する規程第2条（3）〕。処分内容は、程度により訓告・停学・退学に分かれている。

◇懲戒処分を受けた学生の教務上の措置について、「授業科目の試験等における不正行為により当該学期の全ての履修登録を無効」と定めている〔西武文理大学学生の懲戒処分に関する規程第12条〕。学問的倫理の重大さへの理解を促し、不正行為の抑制を図っている。

＜成績照会制度＞ 成績評価基準の厳正な適用に疑義を生じた場合、当事者である学生が科目担当教員から評価の根拠について説明を受けることのできる制度で、単位認定および評価基準の信頼性や透明性を保つ上で有効に機能している。

＜進級基準＞

◇サービス経営学部は設けていない。修得単位数が少ない場合も4年次まで進級し、在籍する学年に配当される科目を履修することができる。学びの統合として2・3・4年次に配当するゼミ（基礎演習・専門演習・卒業研究）では、専門演習と卒業研究の同時履修は可能だが、基礎演習の単位修得を履修の前提としている。

◇看護学部は、実習科目を多く配当する3年次への進級要件を、2年次後期までの必修科目のうち専門基礎科目・専門科目の全単位を修得することとしている。この要件について、履修要綱に記載し、入学時および学期始めのオリエンテーションで周知している。教務委員会による適用対象者の確認および教授会の議を経て決定することで、厳正に適用している。教務委員会では、進級要件を満たさない学生の未修得科目を確認し、全学生のGPAにより学修の到達状況を把握し、教員間で共有することで、透明性を担保している。

＜卒業＞ 卒業要件を満たした者を教授会で協議した上で、学長が認定している〔学則第32条〕。

◇卒業要件は、「学校教育法第87条」「大学設置基準第32条」に基づき、「学則第5条

（編入学は学則第14条、再入学・転入学は学則第15条）」に定める修業年限以上在学し、「学則第32条」に定める所定の授業科目の単位（サービス経営学部：134単位以上／看護学部：126単位以上）を修得することとしている。この要件は、履修要綱および学期始めのオリエンテーションで周知している。

＜学位＞ サービス経営学部を卒業した者に「学士（サービス経営学）」、看護学部を卒業した者に「学士（看護学）」を授与している〔学則第33条〕。

4-2. 教育課程及び教授方法

（1）4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

（2）4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部は、専門性に応じて教育目的を定め、その目的を踏まえディプロマ・ポリシーを策定し、それに整合するカリキュラム・ポリシーを策定している。

本学ウェブサイト・GUIDEBOOK（学校パンフ）・履修要項・オープンキャンパス・高校教員向け説明会等で、学内外に周知している。

＜サービス経営学部＞ ホスピタリティ精神に基づく豊かな人間性を持つ実践的で柔軟な職業人を育成するためのカリキュラムを編成している。

＜看護学部＞ ディプロマ・ポリシーに挙げた教育目標を達成するためのカリキュラムを編成している。

【表4-1-1 サービス経営学部のカリキュラム・ポリシー】

サービス経営学の学修を通じて、豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人を育成することを目的としています。こうした教育目的を実現するために次のような方針に沿ってカリキュラムを編成しています。

1. 豊かな人間性を育む総合教育を基礎として、実践性と柔軟な思考力につながる専門教育を積み上げ、キャリア教育と演習（ゼミナール）により学びの統合を図るカリキュラムを構築する。
2. 一般教育では、「大学基盤科目（ホスピタリティとコミュニケーション理解科目）」の他、教養系の科目を「人間理解領域科目（含、体育・健康理解科目）」、「社会・自然・環境理解領域科目」、「情報科学理解領域科目」、「外国語科目」に分類し、加えて大学での学修の基礎となるアカデミック・スキルにより学修を支援する。
3. 実践的で柔軟な専門性を修得することを支援することを目的として、2年次からの学科選択に合わせ、サービス経営学科では専門科目を、専門基幹科目と3つの専門コース科目群（「ホスピタリティ・ツーリズムコース科目群」、「サービス・マネジメントコース科目群」、「グローバル経済コース科目群」）に分類し、健康福祉マネジメント学科では、専門基幹科目と2つの専門コース科目群（「社会福祉コース科目群」、「健康サービスコース科目群」）に分類する。これは、学生が専門への関心にしたがった系統的な履修を支援することを目的とする。
4. 社会的・職業的自立に向けた基盤となるキャリア教育としてのキャリア開発を

1 年次からの必修に加え、さらに経験値をあげるために体験・実習科目を選択必修とすることによってアクティブな人材を育成する。体験・実習科目は、総合教育や専門教育などの講義で培った知識やスキルと体験による総合的な学修経験を得る。

5. 学修を段階的に統合するために2年次より演習（ゼミナール）を設置する。演習（ゼミナール）はコースに対応した「ホスピタリティ・ツーリズム」、「サービス・マネジメント」、「グローバル経済」、「社会福祉」、「健康サービス」の5分野を準備し、4年次の卒業研究で4年間の学修の統合として創造的な思考力の育成を目指す。

【表4-1-2 看護学部のカリキュラム・ポリシー】

ディプロマ・ポリシーに挙げた教育目標を達成するために、教育課程を構成しています。

- (1) ホスピタリティ精神に基づいた豊かな教養と学士に必要な基礎的能力を身に付け、総合的かつ自主的な判断能力を育成するための「一般教育科目／教養科目」
 - (2) 個人・家族・集団・地域の理解、人間の健康と健康生活の理解及び人間の心と体についての基礎知識を学ぶ「専門基礎科目」
 - (3) 看護実践に必要な専門知識・技術を学ぶ科目と、それらを総合的に統合する能力を養う統合科目からなる「専門科目」
1. 一般教育科目／教養科目：全学共通科目としては、ホスピタリティ精神の理解と幅広い教養を培う科目、学士課程の基盤となる科目、主体性と判断力を育成するための科目で構成され、主に1年次に履修します。選択科目を多く設け、初年度から主体的学修態度を培うことを目指しています。全学共通科目は、①大学基盤科目（ホスピタリティとコミュニケーション）、②人間理解領域、③社会・自然・環境理解領域、④情報科学理解領域、⑤外国語、学部科目として①主体性と判断力の育成の科目群から成り、必修科目と基礎ゼミナールは、専門科目の基盤になる科目として位置づけられています。
 2. 専門基礎科目：看護を学ぶ上で基礎となる「個人・家族の理解」「集団・地域の理解」「健康の理解」を深める科目で構成され、主に1～2年次に履修します。
 3. 専門科目：看護・看護学を理解し、看護実践能力を身に付ける専門職者としての基礎を学修する科目で構成され、1年次から履修を開始し、2・3・4年次に学修します。専門科目は、①支援基礎看護分野、②成育支援看護分野、③療養支援看護分野、④健康支援看護分野、⑤看護統合分野から成り立っています。
 4. 入学後早期より、ホスピタリティ概論、基礎ゼミナール、看護とホスピタリティⅠにおいて主体的に学び探求することを理解し、大学で学ぶための学修スキルを身に付けるとともに、人間性の涵養の基盤として、人間的な温かい関係を築くことを学びます。また、看護学への関心を高め、専門的知識と技術を習得するための専門科目と、看護の対象である人間を理解するための専門基礎科目を並行して学びながら、学年進行に従って基礎から応用へと専門性を深めることが

できる構成となっています。

5. 一般教育科目／教養科目、専門基礎科目を基盤として、人間の発達段階や健康レベル、個と集団など多様な対象への看護を展開する能力を習得する専門科目では各専門領域の看護に関する知識と技術を学び、臨地実習科目で応用、統合できる構成となっています。
6. 専門科目の看護統合分野では、4年間で学ぶ諸科目を統合し、看護を総合的に洞察し、実践できる能力を培う科目で構成され、主に4年次に学修します。また、4年次には、看護の動向や課題をつかみ、看護の将来を見据えた広い視野を培うために、災害看護や国際看護、看護学の動向と課題の科目、組織マネジメントの視点を培うために、安全管理や看護管理の科目を配置しています。また、既習の知識と技術を統合し、より深い専門性と看護の本質を探究する能力を修得できるように、総合実習、卒業研究、看護総合演習などの総合科目を配置しています。

4-2- ② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

＜サービス経営学部＞ カリキュラムを構成するシラバスに、カリキュラム・ポリシーに基づき当該科目が担う到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、二つのポリシーの一貫性を確保している。ディプロマ・ポリシーに照らし制定した具体的な教育目的を達成するためのカリキュラム編成は、カリキュラム・ポリシーを具現化した履修モデルとして、履修要綱で周知している。

＜看護学部＞ ディプロマ・ポリシーと関連づけたシラバスで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保している。ディプロマ・ポリシーの前提である育成人材像とカリキュラムとの関連性は履修要綱の教育体系で、各学年で制定される育成能力は履修要綱のカリキュラム構造図で示し、学生はカリキュラム履修により得られる成長を具体的にイメージすることができる。

4-2- ③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学部のカリキュラム・ポリシーは、カリキュラム編成の体系および教育趣旨を明示している。その体系に基づき科目区分・科目名称を作成することで、カリキュラム・ポリシーとカリキュラム体系との関係を明示している。

＜サービス経営学部＞ 基本的に、カリキュラム編成について、基礎となる「総合教育」、そこに積み上げられる「専門教育」、それらの学びの統合を図る「キャリア教育」と「演習」という体系で構成している。

【表 4-2-1】 サービス経営学部の授業科目

一般教育科目 [全学共通科目]	大学基礎科目(ホスピタリティとコミュニケーション)
	人間理解領域(含む体育・健康理解科目)
	社会・自然・環境理解領域
	情報科学理解領域
	外国語科目
(学部科目)	アカデミック・スキルズ
専門科目 [学部共通科目]	専門基礎科目
	留学生科目

	<総合領域科目>キャリア教育科目：体験・実習科目
	：キャリア科目
	演習科目
サービス経営学科 専門科目	専門基幹科目
	ホスピタリティ・ツーリズムコース
	サービス・マネジメントコース
	グローバル経済コース
健康福祉マネジメント学科 専門科目	専門基幹科目
	健康サービスコース
	社会福祉コース

<看護学部> 基本的に、カリキュラム編成について、ホスピタリティ精神に基づく豊かな教養の獲得と総合的かつ自主的な判断能力を育成するための「教養科目」、個人・家族・集団・地域、人間の健康と健康生活への理解を深め人間の心と体についての基礎知識を学ぶ「専門基礎科目」、看護実習に必要な専門知識・技術を学ぶ「専門科目」およびそれらを総合的に統合する能力を養う「統合科目」という体系で構成している。

【表 4-2-2】 看護学部の授業科目

一般教育科目 [全学共通科目]	大学基礎科目（ホスピタリティとコミュニケーション）
	人間理解領域
	社会・自然・環境理解領域
	情報科学理解領域
	外国語
(学部科目)	主体性と判断力の育成
専門基礎科目	個人・家族の理解領域
	集団・地域の理解領域
	健康の理解領域
専門科目	支援基礎看護分野
	成育支援看護分野
	療養支援看護分野
	健康支援看護分野
	看護統合分野

<シラバス> 個々の科目のカリキュラム上の位置づけや体系的履修に関する注意点等について、学生の理解を深めている。

◇年度初めに当該年度の内容に更新し、履修要綱と合わせ、大学ウェブサイトの各学部「授業科目一覧」ページで公開し、受験生や保護者、高校においても本学の履修内容を詳細に把握することが出来る。

◇学生は、シラバスと履修要綱を参考に、各年度・学期の履修単位を選択し、履修計画を作成している。

◇科目担当教員は、初回授業時にシラバスを配布し、その内容を説明している。

◇各学部の担当委員会（サービス経営学部：教育サービス委員会／看護学部：教務委員会）が、シラバスの記載内容・書式等を定め、記載上の注意事項等を教員に周知し、教員から提出された内容・書式等の妥当性と適切性を確認している〔大学設置基準第25条の2〕。

＜単位制度＞ 各セメスターで履修登録できる単位数に上限（サービス経営学部：各25単位／看護学部：各26単位・年間50単位）を設定し、シラバスに事前・事後学修の目安時間を明記することで、実質化している〔大学設置基準第27条の2／大学設置基準第21条〕。

◇授業時間外学修の指示で、単位制の趣旨を保ち、学生の能力に応じながら履修登録単位数を適正化しています。

4-2- ④ 教養教育の実施

教養教育は、社会・人間・環境・ホスピタリティ・コミュニケーションに関する理解を深める科目、語学および学修の基礎的スキル習得のための科目を軸に構成している。中でも、ホスピタリティとコミュニケーション理解の科目は、本学の大きな特徴であるホスピタリティ教育に根差し、対人関係演習を取り入れる等、充実している。学部間の教育資源の共有は、教養教育を学部横断的に実施する本学の教育方針を具現化している。

カリキュラム編成上、一般教育科目として配置し、「1. 大学基礎科目（ホスピタリティとコミュニケーション）」「2. 人間理解領域科目」「3. 社会・自然・環境理解領域」「4. 情報科学理解領域」「5. 外国語」「6. 主体性と判断力の育成」の6領域の科目群で構成している。

＜サービス経営学部＞ サービスとそのマネジメントへの考察に欠かせないホスピタリティへの理解、英語の基礎力および学修のための基礎的スキルの向上を重視する方針から、「1」「5」「6」の領域に必修科目を配置している。

【表 4-2-3】 サービス経営学部の教養教育

一 般 教 育 科 目	全 学 共 通 科 目	大学基礎科目 (ホスピタリティとコミュニケーション)	ホスピタリティ概論／ホスピタリティ・スキルズ／対人関係基礎／対人関係応用／ホスピタリティ日本語／プレゼンテーション・スキルズ／ロジカルシンキング
		人間理解領域 (含. 体育・健康理解科目)	心理学概論／生活科学／日常生活と健康／音楽と人間／哲学と人生／教育学概論／頭脳と学習／生涯スポーツ〔理論と実技〕
		社会・自然・環境理解領域	社会学概論／法学概論（憲法含）／社会と歴史／地球環境科学概論／現代社会と保健医療福祉／NPO・ボランティア論入門／コミュニティ論／災害と地域づくり
		情報科学理解領域	ICTリテラシー／情報処理／統計処理／数理処理／データサイエンス・AI活用入門／社会調査法／統計・定量分析手法／科学技術論
			英語基礎／初級英会話／英語Ⅰ／英語Ⅱ／

		外国語	ホスピタリティ英会話Ⅰ〔サービス〕／ホスピタリティ英会話Ⅱ〔医療・福祉〕／ホスピタリティ英会話Ⅲ〔ビジネス〕／ホスピタリティ英会話Ⅳ〔プレゼンテーション〕／フランス語Ⅰ／フランス語Ⅱ／中国語Ⅰ／中国語Ⅱ
	学部 科目	主体性と判断力の育成	アカデミック・スキルズ

＜看護学部＞ 看護専門職において重要性が高いとの方針から、「1」「2」「4」「5」「6」の領域に必修科目を配置している。

【表 4-2-4】 看護学部の教養教育

一般 教育 科目 ／ 教 養 科 目	全 学 共 通 科 目	大学基礎科目 (ホスピタリティとコミュニケーション)	ホスピタリティ概論／ホスピタリティ・スキルズ／対人関係基礎／対人関係応用／ホスピタリティ日本語／プレゼンテーション・スキルズ／ロジカルシンキング
		人間理解領域 (含. 体育・健康理解科目)	心理学概論／生活科学／日常生活と健康／音楽と人間／哲学と人生／教育学概論／頭脳と学習／生涯スポーツ〔理論と実技〕
		社会・自然・環境理解領域	社会学概論／法学概論(憲法含)／社会と歴史／地球環境科学概論／現代社会と保健医療福祉／NPO・ボランティア論入門／コミュニティ論／災害と地域づくり
		情報科学理解領域	ICTリテラシー／情報処理／統計処理／数値処理／データサイエンス・AI活用入門／社会調査法／統計・定量分析手法／科学技術論
		外国語	英語基礎／初級英会話／英語Ⅰ／英語Ⅱ／ホスピタリティ英会話Ⅰ〔サービス〕／ホスピタリティ英会話Ⅱ〔医療・福祉〕／ホスピタリティ英会話Ⅲ〔ビジネス〕／ホスピタリティ英会話Ⅳ〔プレゼンテーション〕／フランス語Ⅰ／フランス語Ⅱ／中国語Ⅰ／中国語Ⅱ
	学部 科目	主体性と判断力の育成	基礎ゼミナール

4-2- ⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

本学の教育目的は、社会との関わりを第一に、実践的な学力や見識の修得に重きを置いている。

＜教授方法＞ 地域社会や企業等の現場に対する高い指向性を持つカリキュラムや教育プ

プログラムに人的支援を行うことで、活発に工夫・開発している。

◇産学・地域連携による体験・実習型の教育プログラムは、本学の特色として育まれ、産業界や地域とのリアルな出来事との関りは、「学修の動機と意欲の増進」「知識・スキルの確実な修得」「学修の深化」「社会的および職業的自立」に大きな効果をもたらしている。

<教授方法の改善> 各学部 of FD 委員会が組織的に取り組んでいる。

◇全授業科目対象の「授業評価アンケート」を無記名方式で実施し、科目担当教員はその結果をもとに授業を自己評価し、次年度以降の改善方策を示した「授業改善計画書」を作成し、委員会に提出している。委員会は、授業改善計画書を取りまとめた報告書を作成し、学内教職員と情報共有し、学生に公開している。

<サービス経営学部> 学生の主体的な問題意識の高揚、学生の自発的学修の推奨および学生が修得した知識や技術を積極的に活用できる場の提供を念頭に、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた体験・実習型科目や演習型授業を充実している。体験・実習型の学修は、活動の準備および事後の振り返りが重要で、各授業で効果的に実施している。

◇健康福祉マネジメント学科は、社会福祉士の養成を主眼としたサブコースを設置し、多様な実習の場を地域に用意している。「社会福祉援助技術現場実習報告会」（毎年2月実施）では、実習担当者を招き、学生の成果発表と事業所施設側からのフィードバックの機会を設け、相互の理解と関係の一層強化に努めている。専門基幹科目の「介護技術・援助論」では、「狭山市介護事業者連絡協議会」と連携し、協議会所属事業所から専門職（介護福祉士・看護師・社会福祉士等）を外部講師として招き、現場の知見に基づく実践的な講義・演習を実施している。受講生に講師所属事業所での実習やボランティア体験の機会を設け、地域特性や地域で生活する高齢者、障がい者、家族等のニーズの理解を深める教育効果を生んでいる。

<看護学部> カリキュラムの特性から、講義以外に演習や実習を多く取り入れて編成し、学生は体験を通じて効果的に学修している。特に専門基礎科目・専門科目の演習において、学生は具体的・実践的に学修することで看護実践能力を身につけている。

◇看護専門職の活動の場は、保健医療福祉機関に留まらず、在宅、地域に拡大し、体験・実習の内容もその場に応じて多様化している。1年次前期から小グループでの病院見学を経験し、医療専門職を取り巻く環境への Early Exposure を図っている。

◇専門科目の「支援基礎看護」「成育支援看護」「療養支援看護」「健康支援看護」の各分野において、講義・演習後に実習科目を配置し、学内での知識・技術の学修の統合の機会としている。

◇看護学実習は1グループ5～6人を1教員が担当し、実習施設の臨地実習指導者との綿密な連携の下できめ細やかな教育ができるよう工夫している。

◇看護学領域の代表者からなる「実習委員会」、実習施設の臨地実習指導者を含めた「実習連絡協議会」および担当教員と実習施設臨床実習指導者との間の「臨地実習調整会議」等を設け、実習指導体制を確立し、実習教育の質の向上に取り組んでいる。また、領域横断的な情報共有となる「看護学部実習報告書」を作成している。

<ホスピタリティとコミュニケーション能力を育む教育> 本学の特色であり、ホスピタ

リティを主題とする科目を複数配置し、教授方法に工夫を凝らしている。

- ◇サービス経営学部は、総合教育科目「ホスピタリティ概論」、看護学部は教養科目「ホスピタリティ概論」・統合科目「看護とホスピタリティⅠ」を、1年次前期の必修科目としている。履修後、様々な講義・演習・実習科目で「ホスピタリティ」を切り口に理解と実践を促し、特に、体験・実習型科目や演習科目において、「各人のホスピタリティの実践」に言及し、知識移転型では成しえない「ホスピタリティを育む教育」を、経験から学ぶ機会に富んだカリキュラム全体で実施している。コミュニケーション能力の育成は、各学部で行っている。対人関係にフォーカスした演習形態の教育プログラムを1年次前期・後期の必修科目としている。ケース・メソッド教授法、コーチング（学生自らもコーチングを学び後輩を指導する）、グループ・ワーク、グループ・ディスカッション、ディベート、スピーチ、プレゼンテーション、ロールプレイング、インタビューおよびブック・レポート等、教授方法に工夫を凝らしている。
- ◇看護学部は、1年次前期の必修科目として教養科目に「対人関係論」、専門科目に「看護とコミュニケーション」を設けている。テキストやワークブックの開発やポートフォリオ評価への対応等、過去の教材・教育手法を刷新する形で、教育の質保証にかなう教材開発を進めている。

4-3. 学修成果の把握・評価

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

各学部は、学修成果の点検・評価に留まらず、教育内容・方法および学修指導等の改善に不可欠な学修過程における点検・評価を運用し、総じてアセスメント指標としている。

＜サービス経営学部＞ 三つのポリシーに則った学生募集・教育活動・卒業認定・卒業後進路に関するアセスメント指標を運用している。

＜看護学部＞ 三つのポリシーを踏まえた学修成果点検・評価のため、ディプロマ・ポリシーの達成を目指し、各科目、各科目群および学部レベルで設定したアセスメント指標を運用している。

＜アセスメント指標の効果的運用＞ サービス経営学部は「学生生活アンケート」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「就職先調査」を実施し、看護学部は「学生生活アンケート」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「就職状況調査」「卒業時満足度調査」「就職先調査」を実施し、学生の意識・学修状況・資格取得状況・就職状況および就職先企業での評価等を調査している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

各学部は、アセスメント指標に基づき、各特性に応じて点検・評価を行い、教授会で共有し、適宜、改善に向けフィードバックしている。

＜サービス経営学部＞ 社会人基礎力に対応した教育のあり方、卒業生の初期キャリア形成を支える上で強化すべき知識・能力等について、学修成果の点検・評価の中で検討している。

＜看護学部＞ 県内競合校の増加を背景に、学部の教育目的とディプロマ・ポリシーに沿った特色あるカリキュラムの強みを意識しながら、点検・評価に取り組んでいる。

＜改善に向けたフィードバック＞ 調査等の実施担当委員会から教授会を通じて行われ、情報共有を経て、要改善課題に関連する担当委員会が取り組んでいる。

◇教育活動は学生と教員の相互作用で成り立っているため、教務を担当する各学部・全学の委員会が、学生の声に耳を傾け、他委員会と連携・調整し、教育内容および学修指導等の改善と充実に取り組んでいる。

〔基準4の自己評価〕

基準4を満たしている。

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1- ① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、本学の学務を統括する責務を持ち、その遂行に必要な権限を有する〔学校法人文理佐藤学園職務権限規程第14条〕。

前回の認証評価の指摘を踏まえ、「西武文理大学学則実施細則」を制定し、学長が決定を行う際に教授会が意見具申を行うべき「学長が定める教育研究に関する重要な事項」を規定している。

＜教学面（※）における職務権限＞ 「学則」に定める。

※学生の身分に関する審査・学位の授与・既修得単位の取扱い・懲戒等

◇各学部教授会での意見を徴するほか、教育研究に関する全学的な重要事項について、全学教授会を招集し、全学的見地から審議した上で意思決定する。必要に応じて、理事会に建議する。

◇学長が適切なリーダーシップを発揮するため、各学部長と事務局長を学長補佐とする学長室会議を設置している〔西武文理大学学長室会議規程〕。

5-1- ② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学は、各学部教授会、その上位組織にあたる全学教授会を設置し、教授会および全学教授会の趣旨と責任等について、規程に定めている。

〔関連規程〕 学則第42条・第43条・第44条／西武文理大学教授会規程／西武文理大学全学教授会規程

＜教授会＞ 学部長を議長とし、「通常教授会」（教育課程および単位認定や学則その他諸規定の制定や改廃に関する事項を審議）と「人事教授会」（教員の採用および昇任に関する事項を審議）に分かれる。通常教授会を原則月1回、人事教授会を必要に応じて開催している。

◇通常教授会は、学部長、教授、准教授、専任講師、助教、事務局長および事務局課長以上の職位の役職者で組織し、学部長が提起する事項の審議と報告事項に加え、各学部委員会が提起する事項の審議と活動報告を行う。議案は、出席構成員の過半数をもって可決し、可否同数の場合は議長である学部長が決する。教育・研究に関する重要事項について学長に報告する義務があり、最終決裁者である学長に意見を述べることができる。

◇サービス経営学部は、教授会付議議題や学部長指示事項等を事前に調整し、教授会を効果的・効率的に運用する仕組みとして、学部長、学科長、学部の主力事業を担う基本委員会の委員長、事務局長および事務局課長以上の職位の役職者で構成する運営推進会議を設けている。

＜全学教授会＞ 学長を議長とし、学則その他重要な規程の制定および改廃、教育課程および教学運営に関する全学的な方針策定と改善活動および教育課程の編成方針に関する事項等を審議する。学長、学部長、図書館長、自己点検・自己評価委員会委員長、全

学委員会の各委員長、各学部の基本委員会委員長、事務局長および事務局課長以上の役職者で構成し、学長が必要と認める時は適宜開催する。

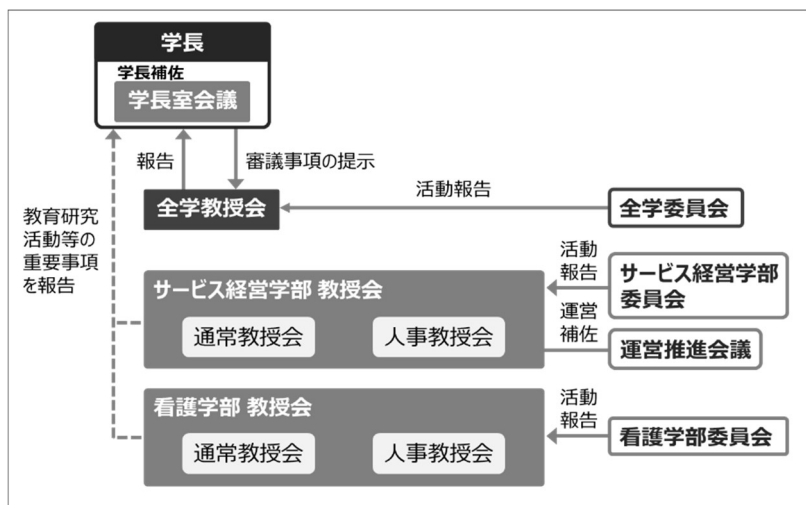
5-1- ③ 職員の配置と役割の明確化

事務組織は、分掌を定め、適材適所に人員を配置し、教職相互補完による業務体制を整備している。各教授会・各委員会活動において、教職協働のもと、事務職員が必ず1つ以上の委員会に参加することで、情報の共有を図っている。

〔関連規定〕 文理佐藤学園組織規程／西武文理大学事務組織規程

大学事務局は教学課・入試広報課・就職課・総務課・I R課の5課体制、法人本部は法人全体の財務・経理・総務・人事・企画調整を担当している。大学事務局と法人本部に、専門領域に精通した職員を配置し、相互に協働し業務を遂行している。

【図 5-1-1】運営組織図



【図 5-1-2】職員数 [令和 6(2024)年 5 月 1 日現在]

専任職員	非常勤職員 (※)	合計
22	10	32

※臨時職員・派遣職員を含む

5-2. 教員の配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-2- ① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇格などによる教員の確保と配置

教員の採用および承認について、規程に定めている。

〔関連規程〕 西武文理大学教員選考規程／西武文理大学教員選考基準

＜選考条件＞ ①学校法人文理佐藤学園の建学の精神、教育方針、教育理念に賛同し、西武文理大学就業規則を遵守できる者、昇任にあたっては遵守してきた者 ②高等教育に造詣が深く、その推進に熱意を持つ者 ③人格が高潔で人望に厚く、西武文理大学教員として相応しいと認められた者 であることの3点とする [選考規定]。

◇選考について、学長が教授会規程に定める人事教授会に諮問する。

◇人事教授会は、教授会の中から教授3人を選び、学長、学部長および事務局長とともに

に教員選考委員会を組織し、候補者を選考する。

◇候補者は、学校法人文理佐藤学園人事委員会の審議を経て、理事会に諮られ、理事長が任用を決定する。

【図 5-1-3】 専任教員数 [令和 6(2024)年 5 月 1 日現在]

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手	合計
サービス 経営学部	サービス 経営学科	16	1	2	0	19	0	19
	健康福祉マ ネジメント学科	4	2	2	0	8	0	8
	小計	20	3	4	0	27	0	27
看護学部	看護学科	7	5	7	8	27	1	28
合 計		27	8	11	8	54	1	55

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3- ① F D (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

専門委員会（サービス経営学部：F D 専門委員会／看護学部：看護学部 F D 委員会）は、各学部の特性に応じた教員の教育・研究能力の向上を目的に年度計画を立案し、F D 研修会を計画・実施している。

< F D 研修会の活動 >

◇新任教員に対する初任者研修で、本学の教育方針・教育目的・カリキュラムの考え方・本学学生の特性等について解説し、ウェブ対応授業支援システム（AAA）の効果的使用法のガイダンス・研究費の公正な使い方等の倫理教育を実施し、大学教員としてのスタートアップを支援する。

◇教育の質の担保を目的に、各学期末に教員（専任・非常勤）を対象とする「学生による授業評価アンケート」を実施し、その集計結果を翌学期開始までに教員にフィードバックし、全教員から「授業改善計画書」の提出を受け、取りまとめて全体傾向を把握し、学生に対し期間限定で開示しフィードバックしている。

◇年間の F D 活動（授業評価アンケート・授業改善計画書・F D 研修会講演記録等）について、F D 活動報告書を作成する。

◇F D 活動について、客観的に評価し・向上させるため、他大学の F D 関係教員や有識者と面談・意見交換する。

< サービス経営学部における取組例 >

◇「BUNRI ACTIVE LEARNING の意義」の開催

◇「プレゼンテーションのツボ：見やすくわかりやすいスライド，レジュメのために」の概要報告（教員の講義資料の作成スキル向上のため）

◇研究室独自の取組例

○ゼミ、授業に外部からのゲストスピーカー（狭山市内で創業した女性起業家、女性の起業に関する研究実績が豊富な中小企業専門の政府系金融機関の総合研究所の主席研究員）を招聘し、学生が最先端の情報に基づき、理論と実践を同時に学んだ。

○ゼミ所属学生による企業訪問を行い、工場見学、経営者とのディスカッションを行い、卒業論文作成の一助とした。

○ゼミ所属学生が卒業論文作成のために行うインタビュー調査に同行し、インタビューとの円滑なコミュニケーションができるようにサポートした。

<看護学部における取組例>

◇中央大学文学部心理学専攻山科満教授に依頼し、「発達特性のある大学生への支援」～大学生や社会人になってから診断される人の特性やその対応への変容～という内容で研修会をオンラインで開催した（出席率100%）。

5-3- ② S D (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

学長（全学委員会であるS D委員会の委員長）が推進役となり、教職員に対し、学内外で開催されるS D研修に参加するよう促している〔西武文理大学S D基本規程〕。

<取組例> 機関として実施する研修以外に、教職員は申請し承認を得ることで自主的研修および研究を行うことができ、自己研鑽の機会を制度的に保証している〔西武文理大学職員就業規程〕。 埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（T J U P）が実施する職能開発企画（目的：大学の管理運営および教育・研究支援に係る質の向上）に参加している。 法人本部は、入職する教職員を対象に「新着任者研修会」を実施し、建学の精神等を伝える自校教育や学園各校を紹介し、新職場への適応を支援している。「事務担当者勉強会」を実施し、勤怠管理と経理処理に関する事務水準の向上を図っている。

5-4. 研究支援

（1）5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

（2）5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4- ① 研究環境の整備と適切な管理運営

専任教員全員に研究室を割り当てている。

<サービス経営学部> 1号館1・2階と2号館1・2・3階に計38室を配置している。

<看護学部> 8号館3階に22室を配置している。 教授・准教授以外は共同研究室で1部屋複数人となるが、パーテーションを使用し、教員のプライバシーに配慮する研究環境を提供している。

<事務局による研究活動支援> 総務課が全学倫理委員会の事務を担い、公的研究費の管理や研究遂行上の事務手続等、研究公正に配慮しながら行っている。

◇科学研究費補助金の管理について、研究者への使用状況報告等、情報共有や進捗確認を行い、適切で厳正に運用している。

◇学外の研究助成情報について、会議室や教員ラウンジのポスター掲示により周知している。

<図書館> 本学の教育・研究および学修活動の維持・発展のため、収集方針を「学部構

成、学問研究の動向に留意し、適正な蔵書構成の実現を図る」と定め、各学部教員と図書館司書で構成する図書館運営委員会で選書を行っている〔西武文理大学図書館の図書等の収集・保管等に関する基準〕。文献検索データベースを構築し、各学部の研究活動に貢献している。

5-4- ② 研究倫理の確立と厳正な運用

教育・研究活動等の倫理に関する事項について、西武文理大学倫理委員会が審議・調査・検討している。

学長を議長に各学部長と事務局長が教職員等の重大な綱領・規程違反行為であると認めた場合、倫理委員会を開催し適切な措置を講じている。倫理委員会は、教育職員および公的研究費に関する事務を取り扱う職員に対し、研究倫理教育を実施している。綱領・規程に定める違反行為等に関する通報・相談は、窓口を設け対応している。

〔関連規程等〕 西武文理大学倫理綱領／西武文理大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程／西武文理大学研究活動における不正行為への対応に関する規程

＜看護学部＞ 研究倫理審査委員会を設置し、人を対象とする研究が倫理的配慮のもとで適切に行われていることを保証している。

◇教員の研究について、審査委員会への倫理審査申請書と研究計画書等の関連資料の提出を求め、外部委員による審査を含め、その適切性を審査している。

◇学部学生の卒業研究について、審査委員会に倫理審査申請書と研究計画書等の関連資料を提出し、委員会の審査結果を待って開始している。

◇倫理面での研究条件の整備について、保健医療関係学会や看護系大学同様、厳しい「研究倫理規程」を定め、教員・学生の研究計画書の質を確保している。

5-4- ③ 研究活動への資源の配分

＜個人研究費＞ 教員 1 人当たりの上限を設け支給している〔西武文理大学個人研究費規程〕。一般研究費と旅費交通費に分かれ、研究活動への柔軟な対応として、相互流用を認めている。毎年配布する個人研究費の手引きに従い、適切に運用している。

＜学内共同研究費＞ 支給対象課題を選考の上、支援している〔西武文理大学共同研究規程〕。支給限度額を定めているが〔同規程第 4 条〕、各年度、満額で配分している。

＜学長研究費＞ 最大執行額 3 0 0 万円の予算で配分している〔西武文理大学学長研究費規程〕。専任教員から申請される研究提案について、学長、各学部長および事務局長で選考し、優れた提案に配分している。

＜間接経費＞ 公的研究費の採択を受けた者から機関に対して譲渡された間接経費について、「研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や本学全体の機能向上に活用する」と定めている〔学術研究助成基金助成金間接経費の使用に関する申合せ第 1 条〕。

＜R A＞ 大学院はなく、R A（Research Assistant）は配置していない。

＜外部資金導入＞ 科研費について、総務課が公募要領説明会の動画を配信し、計画書作成をサポートしている。教員は科研費の概要や研究計画調書の作成方法などを動画により確認することができる。しかし、学外競争力を高める上で不十分と認識している。

〔基準 5 の自己評価〕

基準 5 を満たしている。

基準6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1- ① 経営の規律と誠実性の維持

学園業務の組織的・能率的な決定・執行・責任体制について、諸規程の遵守義務を定め、法人の組織・組織運営・業務分掌・職務権限について、基本事項や指揮・命令系統を定め、適切に運営している〔諸規程管理規程／組織規程〕。

職員（教育・事務）について、サービスの基本原則を定め〔西武文理大学職員就業規則〕、法令や諸規則に従い、職場の秩序を保持し相互に協力し各々の職務遂行に努めることを義務化し、遵守事項を定め、規律ある誠実な職務遂行を求めている。

〔組織倫理に関する諸規程〕 大学ウェブサイトで公開し、適切に運営しています。

西武文理大学倫理綱領／コンプライアンス基本規程／リスク管理基本規程／リスク管理委員会規程／情報セキュリティ基本規程／個人情報保護規程／ハラスメント防止規程／文理佐藤学園情報公開規程／西武文理大学情報公開規程／公的研究費の管理監査のガイドライン／西武文理大学不正防止対策の基本方針

6-1- ② 環境保全、人権、安全への配慮

本学のキャンパスは、一級河川入間川の畔に位置し豊かな自然環境に恵まれている。楠などの植樹による保水力維持・CO₂削減や各室独立の空調設備・照明のLED化による消費エネルギー削減等、環境に優しい取り組みを行っている。

教職員として守るべき倫理、研究計画における個人情報保護への配慮、研究対象者の人権への保護および通報者の人権への保護等について、規程で明文化している。法令等の違反またはその恐れのある行為について、適正にその早期発見および是正を図るための通報または相談処理の仕組みを構築している。リスク管理委員会が、学内の相談体制および解決手続について、整備している。

〔関連規程等〕 西武文理大学倫理綱領／看護学部研究倫理規程／文理佐藤学園コンプライアンス基本規程／公的研究費の不正使用防止等に関する規程／文理佐藤学園ハラスメント防止規程

<安全への取組>

◇全ての校舎および体育館は、新耐震基準を満たしている。

◇防災倉庫を増設し、1,500人×3日分の防災備蓄品（水・食料・ポケットトイレ・ブランケット）を確保している。

◇体育館に釣り天井を設置しておらず、バスケットゴール・高所照明器具は躯体に直接取り付けられている。

◇全建物にアスベストやPCB（電気設備）を使用していない。

◇雨水滞留施設を8号館地下に設け、豪雨時のキャンパスから入間川への排水を制御し、水害予防・環境保全に取り組んでいる。

◇1号館トイレ改修や外壁防水工事等、施設の保全に取り組んでいる。

◇学生および教職員に「災害時対応マニュアル」を配布し、初動対応および学内緊急避

難場所等を示し、オリエンテーションや教職員新任研修で周知している。

＜ハラスメント防止の取組＞

- ◇大学ハラスメント防止対策委員会主催による「アカデミック・ハラスメント防止研修」をオンライン形式で9月に開催した。「ハラスメントのない大学づくり」と題した講義では、他大学におけるキャンパスハラスメントやパワーハラスメントの事例を紹介し、学生に対する適切な対応について検討する機会とした。
- ◇各校男女職員各1名を学生等相談員（相談窓口）として選任し、学生が相談や通報をしやすい環境づくりを行っている。
- ◇コンピュータ室において、肖像権やプライバシーを含む人権への配慮について注意喚起し、学内無線LANの設置統制を行い、運用面でも実際的な対応をしている〔コンピュータネットワーク利用規定／西武文理大学ソーシャルメディア利用ガイドライン〕。

6-2. 理事会の機能

（1）6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

（2）6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制の整備とその機能性

理事長と学長・校長の兼任を禁止し、経営と教学を分離している〔寄附行為〕。理事会の権限を強化し、理事会と評議員会の開催を区分している〔理事会規程／評議員会規程〕。理事9人のうち学外理事は5人で、経済界出身者4人・官界出身者1人とバランスの良い布陣になっている。理事会は、法人の最高意思決定機関として、原則年6回開催し、必要に応じて臨時理事会を開催している。

理事会の諮問機関である「人事委員会」「広報委員会」「企画財務委員会」の委員構成は、理事を必ず2人以上含み、委員長に学外理事が就任し、理事の権限と外部理事の監査機能を強化し、理事長への過度な権限集中を防止している。

＜人事委員会の機能等＞ 実態に即した委員会

- （1）教職員人事が適正かつ公正に行われるよう、採用から解雇までの人事を外部理事が委員長及び副委員長を務める当該委員会の上申に基づき行なう
- （2）学園全体の人事政策、各校の人事計画および役員の選任・解任に関することを委員会の任務に加える
- （3）非常勤講師・臨時職員の人事は任務から除外する
- （4）管理職員の採用・昇任に際してのみ面接審査を行う 等

＜広報委員会の機能等＞ 客観的で幅広い視点から広報戦略を策定する委員会

- （1）大学・中学高等学校・小学校・専門学校の広報担当教育職員および広報部門所属の事務職員で構成し、各校の斬新な取組みを共有化し学園教育の魅力を発信する
- （2）理事会または理事長から意思決定を委任された事項について、単独で意思決定することができる
- （3）学外理事の委員への選任を1名から2名に拡充する
- （4）副委員長を1名から2名に増員し、従来の学内理事選出者に加え経営企画部長を充てる 等

＜企画財務委員会の機能等＞ 理事会の意思決定を背後から支える委員会

- (1) 資産管理・運用等を含めたより広い見地から財政全般の予算編成・執行を統括し、健全経営の下に適正な収支バランスを維持する役割を担う
- (2) 理事会または理事長に審議結果を答申または上申する事項に事業計画及び事業報告に関する事項を加える
- (3) 委員に法人本部経営企画部長と各学校事務（局）長を加える
- (4) 様々な経営課題や学園改革の検討・企画・推進を司る戦略的機関に位置付ける
- (5) 理事会から一部権限移譲を受け意思決定機関としての機能を一部付与する
- (6) 委員に理事長と各校学長および校長を加える 等

6-2- ② 使命・目的の達成への継続的努力

本学は、使命・目的を実現するため、大学と法人本部との間で、日常的に報告・連絡・相談を行い、密接な協力体制を維持している。特に、法人本部に複数の大学事務局経験者を配属し、大学教職員との太いパイプを維持し、日頃の情報交換をスムーズに行っている。

＜法人本部＞ 理事会等で重要な決定が行われた場合、教職員に対し、教授会等での説明あるいは掲示等で周知している。法人本部長以下各部長は、経営の透明性の確保、情報・意識の共有および職員の使命に係るモチベーションの維持を目的に、前年度決算後に各校を巡回し、職員を対象とした「経営状況説明会」を開催し、学園各校の募集状況や財務状況に関する情報を共有している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3- ① 法人の意思決定の円滑化

学長は、理事長以外の者が務め、学校教育法における学長権限の強化を踏まえ、理事長と学長の役割分担を実質化している。

教授会の下部組織である各委員会において、教職員がメンバーとなり協力して意思決定し、対等の立場で業務を遂行している。教授会には、課長以上の職位にある職員は正規模成員として出席し、教学部門と事務部門の円滑な意思疎通を図っている。

理事会の諮問機関である3つの委員会（人事委員会・広報委員会・企画財務委員会）は、理事長の諮問を受け、その内容を吟味し、その結果を理事会に上申し、学園の意思決定を円滑にしている。

6-3- ② 評議委員会と監事のチェック機能

＜監事＞ 2名と定め〔寄附行為〕、弁護士と公認会計士を任命しています。弁護士は、学校法人・各校運営の適法性に関する検証・点検および規程の制定・改定に関する点検を中心に、公認会計士は、学校法人の財務運営状況の確認および財務処理の適法性を中心に監査している。

◇理事会、評議員会および大半の委員会に出席し、大所高所から意見・指摘する。2名のうちいずれか1名が必ず会議に出席するよう調整している。

◇法人本部、大学、高校、中学、小学校および専門学校に実地審査（往査）を行い、管

理運営・事業計画遂行・予算執行状況の監査を実施している（令和6年度実績：10日往査）。特に、学校往査の折、財務内容の改善方策に係る監査を実施している。

◇文部科学省、日本私立大学連盟等が開催する説明会や勉強会に出席し、学校経営を取り巻く環境変化への対応やガバナンスの構築に関し、先端的思考を取り入れている。

＜評議員＞ 職員から1号評議員として7人、卒業者から2号評議員として4人、学識経験者から3号評議員として6人を選任し、評議員会諮問必要事項として11項目を指定し、理事長は予め評議員の意見を聴かなければならないと定めている〔寄附行為〕。

◇評議員会は、理事長に答申あるいは意見具申することで、理事会の意思決定の万一の暴走をけん制している。出席者の平均は、17人中15.8人（出席率90%）となっている。

6-4. 財務基盤と収支

（1）6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

（2）6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

各校の特色・魅力を打ち出し、生徒募集力を強化し、入学者数の増強に努める必要がある。経費支出や給与・諸手当体系の抜本的見直しおよび業務量と職員数の精査による職員の適正配置により、コスト改善に努める必要がある。学納金以外の収入増強策を攻究する必要がある。いずれも不十分と認識している。

＜外部資金の導入＞ 科研費の公募説明会を複数回開催し、計画調書の作成方法等を説明する等、応募しやすい環境を作っている。しかし、学外競争力を高める上で、不十分と認識している。

6-4-② 収支バランスの確保

学園全体の経常収支差額は、マイナス448百万円で、前年度より74百万円改善している。学納金収入の増加（前年度比プラス21百万円）をはじめとした教育活動収入の増加（前年度比プラス128百万円）が大きく影響している。経常収支差額に臨時的収支である特別収支差額を加えた基本金組入前当年度収支差額は、マイナス236百万円となり、現預金は前年度比322百万円増加していますが、特定資産を取崩し、現金預金に振り替えただけなので、純粋に現金預金が増えたことにはならない。大学単独では、マイナス42百万円（サービス経営学部マイナス79百万円・看護学部＋37百万円）で、サービス経営学部の在校生数が前年度の数字を下回ったことによる。

＜外部資金の取り込み＞ 寄付金収入は、寄付金比率が法人全体5.1%で、「今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団発行）による大学法人（医歯系法人を除く）平均2.2%を上回り、大学単独5.6%で、大学（医歯系法人を除く）平均1.8%を上回っています。

◇外部資金の中心である補助金収入は、本学の小中高の運営費補助金収入が大きいいため、補助金比率が法人全体22.1%で、大学法人（医歯系法人を除く）平均14.4%を上回っている。

◇本法人全体の事業活動収支計算書関係比率は、人件費比率（大学単独52.4%）と管

理経費比率の高いことが課題になっている。

◇貸借対照表関係比率（対大学法人平均）は、純資産構成比率が下回り、固定比率が上回り、流動比率が下回り、総負債比率が上回っている。貸借対照表項目は、単年度収支の改善努力の積み重ねで、結果が顕在化するまで一定の時間を要するが、今後も着実に取り組んでいく。

6-4- ③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

翌年度の事業計画基本方針や予算編成基本方針は、毎年11月に開催する企画財務委員会の諮問を経て、評議員会の意見を聴き、理事会で承認している[予算編成統制規程]。予算統制による財務内容改善の必要性に係る意識が高まり、事業計画の範囲内での執行を徹底している。

＜経理財務部＞ 定期的に予算実績対比データを各部門に配信し、予算と実績の進捗管理を徹底している。

＜経営企画部＞ 年3回（8月末・12月末・3月末）、各部門に事業計画進捗状況の報告を求め、理事会に報告している。

＜理事会＞ 各部門における未着手事業および費用対効果等について状況を確認し、事業計画の進捗管理を強化している。

＜令和6（2024）年度 基本方針＞

- （1）各予算単位において、経常支出を経常収入の範囲に収める。実現困難な場合は、法人本部と協議する。
- （2）限られた資金を有効活用するため、経常経費予算を過年度踏襲で計上するのではなく、ゼロベース予算とし、本当に必要な支出なのか徹底的に見直す。
- （3）当初予算承認後、予算外支出として認める事業は、原則、重要な施設設備の修繕事業、実行しないと人命に関わる事業及び法律に違反する事業に限定する。
- （4）令和6年度事業計画は、各学校の教育の質・ブランド力の向上を目指す重点項目で、新規案件のみとし、継続案件については、適正額を検討したうえで、経常経費予算に組み入れる。
- （5）学園の財政状況に見合った給与体系・諸手当の見直しを図る一方で、職員のモチベーションアップにつながり、努力に報いることのできる人事評価制度の早期構築を推進する。
- （6）学生生徒等納付金以外の収入源の拡充を図り、多様な収益増強策を検討する。

＜令和6（2024）年度 事業計画＞

法人全体で14事業23百万円の事業計画を策定し、大学は、以下を計画しています。

- （1）開学25周年記念 シンポジウム及び懇親会及び機運醸成の取組
- （2）看護学部15周年記念シンポジウム 「看護学実習の未来を考える(仮)」
- （3）開学25周年記念特別事業 「ちちぶ伝習館」開設
- （4）「心肺蘇生シミュレーターの(15年目における)更新」ほか看護教育備品整備費用
- （5）学びの拠点・BUNRI 大学図書館ラーニングコモンズ展開のための環境整備
- （6）学生起業支援プロジェクト事業
- （7）ホームページの更新
- （8）大学ホームページ魅力度向上のための改修

- (9) 新紙幣発行に伴う「学生食堂券売機」の更新（電子マネー利用可能に）
 (10) 2025 年度からの新カリキュラムに向けた AAA のカスタマイズ
 (11) 入学手続システムの導入
 (12) 就職システム導入
 (13) 8 号館 AV 機器の入替
 (14) 2 号館男子トイレ小便器センサー交換

【表 6-4-1】事業活動収支計算書関係比率（法人全体）

	比率	内容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	大学法人 元年度平均	
1	人件費比率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{経 常 収 入}}$	63.5%	63.2%	60.9%	53.2%	▼
2	教育研究 経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経 常 収 入}}$	32.5%	33.4%	32.7%	33.5%	△
3	管理経費 比率	$\frac{\text{管 理 経 費}}{\text{経 常 収 入}}$	16.1%	16.1%	16.9%	8.9%	▼
4	学生生徒等 納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経 常 収 入}}$	70.0%	69.9%	68.2%	75.1%	～
5	寄付金比率	$\frac{\text{寄 付 金}}{\text{事業活動収入}}$	3.4%	4.2%	5.1%	2.1%	△
6	補助金比率	$\frac{\text{補 助 金}}{\text{事業活動収入}}$	17.0%	17.3%	22.1%	12.2%	△

注) △：高いほうが良い、▼：低いほうが良い、～：どちらともいえない

【表 6-4-2】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

	比率	内容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	大学法人 元年度平均	
1	人件費比率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{経 常 収 入}}$	46.9%	49.1%	52.4%	49.3%	▼
2	教育研究 経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経 常 収 入}}$	31.5%	31.2%	32.0%	35.1%	△
3	管理経費 比率	$\frac{\text{管 理 経 費}}{\text{経 常 収 入}}$	19.5%	17.5%	17.8%	7.4%	▼
4	学生生徒等 納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経 常 収 入}}$	84.9%	83.3%	80.4%	81.2%	～
5	寄付金比率	$\frac{\text{寄 付 金}}{\text{事業活動収入}}$	2.6%	2.8%	5.6%	1.7%	△
6	補助金比率	$\frac{\text{補 助 金}}{\text{事業活動収入}}$	9.8%	9.6%	8.3%	7.9%	△

注) △：高いほうが良い、▼：低いほうが良い、～：どちらともいえない

※貸借対照表関係比率のうち、純資産構成比率は大学法人平均より低めである。固定比率は大学法人平均を上回っている。流動比率は大学法人平均よりも低く、100%を若

干上回る水準にある。純負債比率は、大学法人平均を上回っている。貸借対照表項目は、単年度収支の改善努力の積み重ねであり、結果が顕在化するまである程度の時間を要するが、今後も着実に取り組んでいく。

【表 6-4-3】貸借対照表関係比率（法人全体）

	比率	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	大学法人 元年度平均	
1	純資産構成 比率	$\frac{\text{純 資 産}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	81.2%	81.3%	79.9%	87.8%	△
2	固定比率	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{純 資 産}}$	106.4%	103.6%	102.2%	98.7%	▼
3	流動比率	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}}$	84.0%	97.7%	102.1%	251.8%	△
4	純負債比率	$\frac{\text{総 負 債}}{\text{総 資 産}}$	18.8%	18.7%	20.1%	12.2%	▼

注) △：高いほうが良い、▼：低いほうが良い、～：どちらともいえない

6-5. 会計

(1) 6-5の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5- ① 会計処理の適切な実施

会計処理について、会計処理関係諸規程（「経理規程」「経理規程施行細則」等）に基づき、適正に行っている。

＜小口現金を除く経費支払い＞ 原則、法人本部が一括処理し、統一的な会計処理を行っている。

＜小口現金＞ 法人本部が月初に前月分の詳細を厳格に点検・精査し、事故防止に努めている（「小口現金取扱細則」「小口現金取扱要領」）。

＜契約監査法人＞ 元帳・証憑で経費等支出内容を厳格に確認している。教員の研究費の管理体制も確認している。

＜会計データ＞ 学校法人向け会計システムで管理している。会計処理の妥当性を担保するため、税理士法人による事務指導を定期的の実施し、各校の勘定処理の整合性を点検することで、事務処理のレベルを合わせている。

＜稟議＞ 各校の経費支出の妥当性を横断的に検証する経費稟議は、過年度実績に基づく漫然とした経費支出にならないよう、法人本部がコスト削減と支出の妥当性について厳しくチェックしている。

6-5- ② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、契約監査法人との間で予め決められた監査計画に基づき実施している。

＜リスク評価手続＞ 理事者とのディスカッションやウォークスルーを実施し、リスク対応手続として、統制テストや実証手続を実施している。

◇各校実地調査（現金・預金通帳・小切手帳等）、確認（預金・有価証券・保険積立金・リース債務・後発事象等）および棚卸立合（販売用品）を実施し、事務責任者とのコ

コミュニケーションや学園監事や内部監査室との連携を確保している。

◇内部監査室は、情報管理態勢の適切性（6月～11月）、大学における研究費・研究活動に関わる管理態勢の適切性（11月）および専門学校部署別監査（12月）を実施している。実施部署に監査評価結果の還元および改善提案等の説明を行い、改善項目について、対応完了までフォローアップする。大学における研究費・研究活動に関わる管理態勢の監査評価は「良好」（前年同様）で、改善提案は出ていない。

[基準6の自己評価]

基準6を満たしている